

令和3年9月16日
(木曜日)

令和3年 第6回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 一般質問
 - 6 認定第1号 令和2年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第2号 令和2年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第3号 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第4号 令和2年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第5号 令和2年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 11 認定第6号 令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 12 認定第7号 令和2年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 13 報告第1号 令和2年度幌延町一般会計継続費精算報告書について
 - 14 報告第2号 令和2年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
 - 15 報告第3号 令和2年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
 - 16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度幌延町一般会計補正予算 第3号)
 - 17 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 18 議案第1号 幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - 19 議案第2号 令和3年度幌延町一般会計補正予算 (第4号)
 - 20 議案第3号 令和3年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
 - 21 議案第4号 令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号)
 - 22 議案第5号 令和3年度幌延町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
(令和2年度度幌延町各会計決算審査特別委員会)
- 散会宣告

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日 程 第 1 2	認 定 第 7 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名		休 憩 宣 告
〃 2	会 期 の 決 定		開 議 宣 告
〃 3	諸 般 の 報 告	日 程 第 1 3	報 告 第 1 号
〃 4	行 政 報 告	〃 1 4	報 告 第 2 号
〃 5	一 般 質 問	〃 1 5	報 告 第 3 号
	休 憩 宣 告	〃 1 6	承 認 第 1 号
	開 議 宣 告	〃 1 7	同 意 第 1 号
日 程 第 5	一 般 質 問	〃 1 8	議 案 第 1 号
	休 憩 宣 告	〃 1 9	議 案 第 2 号
	開 議 宣 告	〃 2 0	議 案 第 3 号
〃 6	認 定 第 1 号	〃 2 1	議 案 第 4 号
〃 7	認 定 第 2 号	〃 2 2	議 案 第 5 号
〃 8	認 定 第 3 号		休 憩 宣 告
〃 9	認 定 第 4 号		開 議 宣 告
〃 1 0	認 定 第 5 号		散 会 宣 告
〃 1 1	認 定 第 6 号		

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無 量 谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町	長	野々村 仁
農 業 委 員 会	会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員		成 田 義 弘
副 町 長		岩 川 実 樹
教 育 長		木 澤 瑞 浩
総 務 財 政 課 長		藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長		古 草 勝

保健福祉課長	村上貴紀
企画政策課長	角山隆一
産業振興課長	山本基継
建設管理課長	島田幸司

総務グループ主幹	伊藤崇
財政グループ主幹	渡邊智民

教育次長	伊藤一男
総務学校グループ主幹	田村浩希
社会教育グループ主幹	戸川誠二
問寒別出張所長	三田地和美

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川実樹)
国民健康保険診療所事務次長	若本聡

農業委員会事務局長	(山本基継)
-----------	--------

選挙管理委員会事務局長	(藤井和之)
-------------	--------

事務局長	早坂敦
主事	満保希来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、1番高橋秀明君、2番佐藤忠志君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、9月16日から21日までの6日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月16日から21日までの6日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

幌延深地層研究計画の状況についてですが、本年6月16日開会の第4回幌延町議会定例会行政報告において、令和3年度幌延深地層研究の確認会議について、第4回会議までの進捗状況をご報告申し上げたところです。

その後、7月16日に開催した第5回会議において、令和3年度調査研究計画及び稚内層深部、深度500mにおける研究の実施に関する検討結果に加え、原子力機構から7月8日付けで提出がありました。令和2年度調査研究成果報告について確認を終え、三者協定との整合性等について確認できた旨、確認会議座長から7月27日付け文書により報告を受けました。

幌延町といたしましても、本報告等を踏まえ、研究が三者協定に則り進められていることを確認し、その旨を原子力機構理事長へ7月30日付け文書により通知いたしました。

幌延深地層研究センター地下施設は、最終処分場としない場所で技術を磨く、国内唯一のジェネリック地下研究施設として、その研究成果のみならず、地層処分に関する知識の普及や情報提供の場としても重要な施設でありますので、町といたしましては、引き続き原子力機構に対し、安全管理に細心の注意を払いつつ、三者協定の遵守を大前提に、きめ細やかな情報の発信のもと、地層処分技術の基盤整備推進に取り組んでいただくよう、求めてまいります。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第6回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会9月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。

町内小・中学校は2学期に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言下で、国や道教委の通知等に沿った感染予防対策を講じながら、教育活動に取り組んでおります。各学校の運動会、体育大会は今年度も内容を工夫しての開催することが出来ました。

7月下旬から8月上旬に開催された、中学校の体育文化連盟主催の全道大会への出場状況ですが、陸上競技が帯広市で開催され、幌延中学校3年の伊藤圭音さんが男子200メートルに、1年の渡部一颯さんが男子走り幅跳びに出場しております。

剣道競技が釧路市で開催され、幌延中学校1年の加賀山友暢さんが男子個人戦に出場しております。

バトミントン競技が岩見沢市で開催され、幌延中学校3年の岡田大輔さんが男子シングルスに出場しております。

女子バレーボール競技が北斗市で開催され、見事予選リーグを突破し、決勝リーグでも大健闘したと報告を受けております。

今年は、各競技で全道大会出場を果たし、本人の努力は元より、顧問の先生方や外部指導者の皆さんのご指導の賜物と感謝を申し上げる次第です。

また、文化面では、7月25日に開催された、北海道吹奏楽コンクール稚内地区大会において、幌延中学校吹奏楽部がC編成の部で金賞を受賞しております。

次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は、国、道、道教委が示す新型コロナウイルス感染予防対策のガイドライン等をもとに、徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんのご協力を得ながら、施設運営に努めております。

夏休み中に8日間開催した、こども朝活事業では、多くの小学生が学習や運動、体験活動を通して、夏休み中の生活習慣の定着に取り組むことが出来ました。

水泳教室にも多くの方が参加し、自分の目標に向けて、一生懸命に練習に励む姿が見られました。

また、延期しておりました、令和3年の成人式を8月14日にリモート参加等も含め、無

事執り行うことができました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5 番 無量谷 隆 君

通告1番、無量谷隆。

オンラインによる在宅勤務等の可能性について。

①仮に町職員が新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは職場において勤務ができない状況があった場合、自宅においてオンラインによる業務を行う仕組みが構築されていると合理的だと考えてます。国も現在、在宅勤務を勧めている状況の中、町にはどのような仕組みがあるのか。また、その必要性に関して町長の考えをお伺いいたします。

②オンラインによる在宅勤務の可能性を探るためのデモンストレーション等を考えていないのか。テレワークに関して、実際に検証し、問題点を探ることはあらかじめ準備しておく、災害時には応用できるのではないかと思います。町長の考えをお伺いします。

ブラックアウトの検証について

①2018年の厚真町を震源とする胆振東部地震により、全道で停電が発生した際には、役場庁舎の電源確保にも多大な時間を要したもので思われました。

役場庁舎は町の司令塔の役割があり、いついかなる時であってもその機能を果たすべきであると考えますが、電源確保等を含め、これまでどのような対策をとってきたのか伺います。

②現在、各農家には自家発電機が導入され、非常用電源接続装置が付きました。これにより酪農家は、停電時においても牛乳を廃棄することなく対応できるようになりましたが、牛乳の受け入れ先である乳業メーカーにおいては、独自で発電機整備をしたものの、いまだ牛乳受け入れまでの十分な電源確保は出来ていないと聞いています。そこで、大型発電機導入に対する助成金制度があれば、基幹産業である酪農を守るうえでも有効な施策になると思いますが町長の考えを伺います。

斎場について。

①斎場のバリアフリー化については、昨年9月定例会において一般質問させていただき、水洗式多目的トイレの設置や焼却炉の拡大化などと併せて検討するという答弁をいただいております。しかし、その後、現在に至るまで予算計上もされておらず、検討経過の説明もありません。令和3年度中には事業を開始する予定との話も聞いておりましたが、現状どのようなになっているのか伺います。

②先日、斎場に行き火葬に立ち会う機会がありましたが、待合室までかなりの臭いが入ってきていました。以前はそのようなことがなかったと記憶しておりますので、斎場の排気機

能や焼却炉本体に問題が発生しているのだと思います。状況からして早急に対応すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員のご質問にお答えします。

1 問目のオンラインによる在宅勤務等の可能性についての1点目、自宅においてオンラインによる業務を行う仕組みが町にはあるのか、とのご質問ですが、現在、役場では自宅でのオンラインによる仕組みは構築しておりません。

また、必要性については、オンライン機器の準備、設定経費、オンライン設定を行う職員、オンラインができる業務の種別など、課題解決には時間と調整が必要であることから、オンライン業務が必要なのか検討する必要があると考えます。

2点目のオンラインによる在宅勤務の可能性を探るためのデモと、災害時への応用に関するご質問ですが、実際に検証し、問題点を洗い出すということは、1点目でも答弁しましたとおり、機器の準備、設定経費、オンライン設定を行う職員、オンラインを行う業務の種別など、導入と同じになることから、現在は考えていない状況です。

また、災害時への応用については、小規模自治体における災害対応は、職員総出の対応となると思われます。

なお、役場庁舎が被災した場合については、窓口業務を生涯学習センターや問寒別生涯学習センター及び問寒別の消防分遣所においても業務が行えるようにしていることもあり、これらも含め、引き続き、検討していきたいと考えております。

次に2問目のブラックアウトの検証についての1点目これまでの対策に関するご質問ですが、主なものとしたしましては、可搬型の非常用発電機や暖房器具、照明器具などを購入して、備蓄品を一層充実させたり、それまでの防災協定に加え、災害時に発電機等を確保するために、追加で町内事業者と防災協定を締結し、災害時に迅速に対応できるように備えたことです。

その他にも、令和2年3月には、市町村防災力強化出前研修として「災害図上訓練」を開催いたしました。各町内会の役員や消防職員、町職員が参加して、台風による河川氾濫を想定し、地図上で危険箇所や避難経路を確認するなど、もしもの災害に備えて家庭や地域でできることをシミュレーションして防災意識の向上を図りました。

電源確保については、議員ご承知のとおり、役場庁舎には非常用電源装置を設置しており、軽油50リットルのタンクで使用可能時間は8時間程度となっておりますが、給油により更に使用時間を延ばすことができます。ただし、配電の関係から使用できる執務室は総務財政課に限られております。

また、役場全体の基幹系及び情報系ネットワークなどについては、サーバー室にある機器にUPSという無停電電源装置が備え付けてありますので、20分程度は使用可能ではありますが、その後においても電源を確保できるように、複雑であるサーバー関係機器の電源の仕組みについて整理して、知識のない職員でも緊急時に必要となる部分の電源を簡単に確保できるよう、ネットワークの保守業者であるNTTに相談をしているところであります。

災害時においては、議員ご指摘の電源確保が非常に重要となります。役場庁舎内の電源設

備及び非常用発電機は相当な年数が経過していることもあり、早急に対応したいところではございますが、今後の更新に合わせ、災害時の機能確保を含め、更なる検討を重ねていきたいと思っております。

2点目の乳業メーカーの発電機整備に関するご質問ですが、非常用電源設備の導入については、多額な投資が必要となりますが、自然災害等により長時間停電が発生した場合も、生産者が安心して生産に取り組むことができる環境を整えるため、北海道と乳業メーカー、生産者団体が、地区ごとに役割分担した停電時の体制指針を策定し、乳業メーカーは、その指針に基づき、国の支援策を活用しながら導入を進めていると聞いております。

本町の乳業メーカー工場は、停電の復旧後、直ちに製造を再開させる工場としての役割を持ち、令和2年度に、照明や冷蔵庫、ライン洗浄等の機能を維持することができる800キロワット規模の非常用電源設備を設置したとのことでした。

また、生乳の受け入れについては、別の乳業工場が担うことから、本町で生産された生乳は、廃棄されることなく流通するものと思っております。

議員がおっしゃるとおり、乳業工場が大規模停電に備え設置する、非常用電源設備の導入支援は、本町酪農のみならず北海道の酪農を守る有効な施策であると考えますが、既に国が制度化しており、その制度に基づき、現在、非常時にも安定的な稼働が可能となる乳製品の生産体制が構築されつつあることから、今後の取り組みに注視していきたいと考えます。

次に3問目、斎場についての1点目、バリアフリー化に関するご質問ですが、昨年9月の一般質問で議員から質問を受けた後、現地を視察のうえ、庁内で検討を進めていりました。

令和3年度当初予算の予算委員会において、議員から、斎場のバリアフリー化についての経費が計上されているのかとの質問に、当初予算には計上していないが、令和3年度から事業は実施したいと考えている旨お答えしていたところでしたが、庁内検討の際に、バリアフリー化と多目的トイレの設置だけでも、実施設計や改修工事費を合わせると、相当な額となる見込みとなり、これに加えて炉の大型化、換気設備の増強を含めると、かなり大規模な改修工事になってしまうことから、様々な角度で最良の方策がないかと、現在も検討中でありま

す。議員ご指摘のとおり、本日まで検討経過について説明をさせていただいてはおりませんが、現在も継続して検討しておりますことをご了承いただければと思っております。

また、今後も改修方針の決定までに時間を要する見込みであることから、当面の間は、簡易的な方法で段差を解消できないか、施設の運用方法も併せて、検討を重ねているところであります。

2点目の臭気に関するご質問ですが、こちらについては3カ所の換気扇で換気をしておりますが、建物の構造上、炉前ホールと控室が近接していることから、完全には解消できない状況であります。

夏場であれば、控室の窓を開放して換気することも可能ではありますが、冬期間は暖房の観点からも、難しい状況であります。

焼却炉についても、専門業者が定期的に点検しており、構造上は問題ないと報告を受けていることから、設備的な欠陥により臭気が発生している訳ではありませんが、会葬される皆

さまに配慮して、少しでも控室での臭気を低減できるよう、併せて検討してまいります。

5 番 無量谷 隆 君

オンライン化の中で、在宅勤務がなかなか幌延町は出来ないというような答弁ですが、ある程度やる上で、設備投資はかかることは確かかなと思います。

そこで、出来ないということになれば、第2、第3の伝達方法というか、そういう形であると思うんですけども、幌延町は各課グループ制になってるということで、ほかの職員も対応できるってような形なんですけれども、ある程度全職員が在宅してる中で、職員とのプライバシーかもしれませんけども、携帯等の電話が通じてるのか、通じてないのか。その辺の確認がなされてるのかどうか。あるいは自宅から、ある程度有効な手段でないかなって感じなんですけども、その辺の役場職員としての、ある程度携帯、中継基地が停電になれば仕方ない、繋がらないかもしれませんけど、多少なりと携帯が有効でないのかなという感じはしてるんですけど。それで、全職員が自宅からある程度本庁に連絡ができるのか、その辺お伺いいたします。

町 長 野々村 仁 君

携帯等、これは災害含めてもそうですけども、災害の場合においても、グループごとにネットワークがきちんと示されてございます。それぞれ課から上、下へずっと流れるという、そういう連絡網が構築されております。

5 番 無量谷 隆 君

職員との連絡が繋がれば、ある程度別な職員も対応ができるのかなって感じがしますので、その辺の構築性を維持しながら、オンラインの進め方を更に検討してもらいたいなと思います。

ブラックアウトの検証ですけども、庁舎の電源が100%っていうか、庁舎全体が一つの電源で確保出来ないというような状況であります。僕も見せていただいたんですけど、50キロの発電機と小さい発電機数台あります。そういう中で、職員に言わせると、ある程度、最低限度は可能かなってということなんですけども、一番、冬季間においては、暖房がちょっとフル回転は出来ないだろうということでありました。

そういう中においても、今後入れ替えする際には、そういうフル回転できるような形で、採用してほしいなと思います。

なぜかという、毎日職員が対応できるだけの頻度の災害あるわけじゃないんで、当然、忘れた頃に災害というものがあります。そういう中において職員がね、やはり、こういう災害時にも対応できる職員を育ててほしいなと。一部の人しかわかりませんが、その人が退職した場合は、もう動きませんってことでなく、ある程度定期的に防災の研修を進めていってほしいなという形であります。

そういう中で、今後、近年に入れ替えする余地は考えているのか、考えてないのか。

町 長 野々村 仁 君

ご指摘のとおり、大変電源は大切なものであります。今、常設している発電機につきましても、最低限、住民サービスに関わる業務としては滞りなく、非常発電機で使用できるという仕様のものであります。

ただ、無量谷議員がおっしゃるとおり、フル暖房を3階まで、全てフルスペックでいくというだけの能力は持ち合わせていないということでもあります。

それに備えても、それぞれ先ほどもお答えをいたしましたけども、備蓄品にブルーヒーターから、それぞれの小型発電機で作動する暖房器具等々、買い揃えたというところでもあります。

いずれにしても今の発電機、または変圧器、キュービクルという装置なんだと思いますけども、それらまた配電盤等の老朽化が、この調べている中でそれぞれ先が短いということがご指摘をいただいているところでもあります。

全体的に今入れている発電機の庫内の中に入れるとすると、庁舎の壁を破って入れ替えなきゃなんないし、大きくするとなれば、そのスペースは小さいという様々な大きな問題を抱えてございます。総合的に入れ替えるとき、全てそういうことも加味しながら、入れ替えの時期、入れ替えの装置、それらも含めて検討してまいりたいと考えております。

5 番 無量谷 隆 君

いつ起こるか分からない災害であります。

そういう中で、先ほど答弁でもありましたよね、燃料が50リッター程度しかないという感じなんですけども、室内ではある程度90リッターまでは可能な消防の範囲じゃないかなという感じがするんですけども、その辺も備蓄っていうか、その辺はどう考えてますか。

町 長 野々村 仁 君

現在、時代も時代でしたので、下に抱かれてる燃料が50リッターという、限定された量であります。その中で、8時間程度は持続運転可能ということをお願いを聞いてございます。

今後そういうことも含めて、その装置も給油をすることによって、何とか時間を延ばすということが可能でもありますから、まず今ある時点で今の仕様、それぞれ検討する中で、その機器を上手に使い、長時間でも使える稼働の方法を考えていくべきだと私も考えてございます。

5 番 無量谷 隆 君

次に、乳業メーカーの関してですけど、やはり受入れ体制っていうか、そういうのがなかなかこの工場では出来ないという形であります。

農家から直接これから2時間程度かけて、浜頓のほうまで輸送せんきゃならんという状況を聞いてますけども。これらについて、なかなかローリーの配車が難しいっていうような状況であります。冬季間においても、やっぱり浜頓まで行くなれば、交通の難所っていうか、冬季間の場合は難所になるのかなど。非常時の電源切れるときは、冬季間が非常に高いっていうふうな状況でありますので、その辺も踏まえながら、ぜひとも何かの機会については、町長が乳業メーカーに、完全に農家の汗となる牛乳を無くすることなく、乳業メーカー、地元で引き取っていただければなという形で、町長が働きかけをお願いしたいんですけども、その辺、ある程度町長の考えっていうか、国との並行線もありますかもしれないんですけども、ある程度早急にうちに工場にありますから、乳業メーカーとの話のときには、ぜひとも受け入れ冷却。冷却までいけば、他の乳業メーカーまで輸送可能な範囲でないかなという感じなんですけども。冷却も出来ない、受入れも出来ないとなれば、直接農家から山を越えていかなさ

ゃならんっていう状況であります。ですから、できれば早急に、更に発電機の増設をお願いするような形で町長働きかけできませんかね。

町 長 野々村 仁 君

この乳業メーカーの当番制というか、長期間停電になった受入れ体制、国が支援をして、大型発電機が稼働できる、そういう補助事業で乳業メーカー、または生産者団体等が調整をして、各部署、北海道多分4ブロックだったと思いますけども、そのブロックでどうやって常時、その部分を吸収するかということを検討した上で、この北部はよつ葉乳業さんということで、全フル稼働ができるだけの発電機をよつ葉乳業さんに設置をしたということで、ある程度、前回のようなブラックアウト、超電源が喪失するという自体も、電力会社としても、今後二度と起きないようにということの中でおければ、あれほど長い期間の部分が、溜まるということにはならないのかなということもあります。

災害ですから、いかにどうなるかっていうことはわかりませんが、実際問題、そういうことで、捌けるということを前提で協議をされて、その当番をそれぞれ受け持ったと、私どもは聞いてございます。

ここは、既にすぐ電気が回復するときに、予備洗浄をしたり、施設の中でフルに、すぐ電源が入ったときに受入れられる体制を事前に整えられるようにということの発電機も補助対象の中で盛り込まれて、整備をされたというふうに私ども聞いてございます。

今後このような形で、生産団体、また乳業メーカーさん全てが知恵を絞って、それぞれ無駄のない、それでも吸収ができるという範囲内で検討されて、設備されたものと私どもは考えてございますから、今後のこの推移を見ながら、ちょっと見ていきたいなと思ってます。

全道、全てがそういう形になってございますから、それぞれの地区に先ほども、距離が遠いとか、山あり吹雪があるとかっていろんなこともあるのかもしれませんが、今の体制でいくと、そういうことで、全道がフルカバーできるだけ廃棄をしないで、吸収ができるというお話の中で進められた事業であるということでございます。

これからも乳業メーカーとも、会議や顔を合わすときもございますので、その時点も情報収集しながら、どのようにすればいいのか。また、全箇所をそれだけ非常時のかい発電機を常設するのかということも大きな課題になりますから、その辺も情報収集しながら、今後の推移を見守っていきたいなと思ってます。

5 番 無量谷 隆 君

斎場についてお伺いします。

斎場にはなかなかこう調査した結果、多額な金額が要するということがあります。死ぬ方は待たないで、その辺も考慮しながら、早急に進めてほしいなと思います。

そこで調べていくと、なかなかこう炉も悪いとか何とかありますけども、過去には、五町衛生という感じで、斎場やろうっていう感じもあったんだと思いますけども、近年、ある程度周辺町村も、天塩町、遠別町には新しく合同で作ったっていうことでもあります。

そういう中で、幌延町も、近隣町村との調査状況っていうか、その辺も加味しながら、どのように今進めてるのか。あるいは、ほかの町村、単独で周辺、中川、豊富町っていう形で、単独でやってる町村があると思います。そういう中で、ある程度合意出来ない場合は、本当

に、ある程度、本腰入れて、バリアフリー化のことを考えながら、ある程度進めてほしいなと思います。

ですから、うちの町の斎場は複雑っていうか、屋根が90度曲がってしまうというような玄関であります。雪の絡みであって、ある程度シンプルな形で、1枚屋根で大きくすれば、ある程度階段も隠れるような形で、中に入るような形で、スロープができるのでないのかなと感じがするんですけど。その辺の町長の考えはいかがなんでしょう。

町 長 野々村 仁 君

言われるとおり、亡くなる方は待っていただけないということは、私自身も直に感じているところでもございます。

ただ、先ほどから申し上げたとおり、最初の構想から見ると、多額な費用等もかかることと、それからもう外側から見ても、すごく新しく見えるんですけど、45年経ったんですね、あの建物も。45年経って、炉もそれぞれ2回目の補修になるということも含めて、どういう形で全体改修をするか、また、そういうことも含めて、いろんなことを考えているところでもあります。それで、また管理してもらっているのも豊富さんの組合というか、事業所に管理をしていただいております。

本当に、我が町での人の手配がつかないということで、その辺も、今後も深く関わってくるのかなということもありますし、まだまだ全然そういう他町村との協議ということには進んでませんけども、いずれ天塩さん、遠別さんがやられたような、そういう形もあるのかということも頭の中に片隅に置きながら、今の提案をされた、いろんな今の斎場の在り方というものも考えつつ、改修等をどのぐらい、どのように進めるかということ、ちょっと考えていければと思っております。

早急に、その臭気の部分は、換気扇とかそういうこと自体だけでもどうにもなりませんので、すごくまだこれも技術畑の方々の仕事の度合いにもよりますけども、もしくは今年度内に扉1枚、議員こないだ行ったんなら分かると思うんですけども、トイレ入る前に1枚。昔は多分ついてたんでなかったかなと思うんですけども、あそこに扉をもう1枚つけるということ、早急に出来て、少しでも臭気や煙が入ってこない二重扉の形に、控室まで行かない状態が出来ないかどうかも含めて、技術者と相談をしていきながら、それができるとなれば、修理だけはまず先にしていく、換気とそれだけでも何とかできるか。それとも、それだけかということも含めて、今後、皆さんに先ほども答弁させていただきましたけども、少しでも、利用される方の控室への臭気を低減できるように、検討していければなと思っております。

現在のところで、お話しできる場所はそこぐらいまでですけども、総合的にどうするかというのを、総合的に、議員皆さん今度は相談をさせていただくときが来るかと思っておりますけども、そのときまで、もう少し内部検討させていただければと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、5番無量谷隆君の質問を終わります。

ここで、11時00分まで休憩いたします。

(10時43分 休 憩)

(11時00分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

通告、斎賀弘孝。一般質問。

第6次幌延町総合計画について。

令和元年7月17日付で、総合計画審議会に諮問のあったこの計画が令和3年3月15日に町長に答申がありました。

この計画は基本構想であって、その期間は2020年から2029年までの10年間に亘る、町の指針となるものであると思います。併せて2020年から2024年までの5年間の重点戦略、第2期の幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略も設定しました。

審議したこの計画は、令和3年2月18日から20日間のパブリックコメント手続きを経て3月15日に委員長からの答申、そして17日付で計画設定完了としております。

そこでお伺いします。

①第6次幌延町総合計画は何故トップページのわかりやすいところに載せないのか。

②審議委員の答申の時、個別意見も添えられていたが、どう扱われ、今後どう活かされるのか伺います。また、パブリックコメント手続きの経過も併せて伺います。

気象観測データについて。

今月9月号の広報、ほろのべの窓の最終頁にほろのべの裏窓のコーナーがあります。「記録的な暑さが続いた7月、そして秋のような気温になりつつある今日この頃、皆さまいかがお過ごしでしょうか。」で始まっています。

確かに記録的な暑さの幌延町だったのです。平成12年に発行された新幌延町史によると、平成元年7月26日に最高気温35℃を記録したとあります。幌延河川事業所気象観測データの推定値ではありますが、今はもう気象観測していないそうです。深地層研究センターでも気象データは観測していないとのことでした。

町内では、問寒別の北大研究林センターだけ気象観測を毎日実施しています。そこでお伺いします

①北大研究林センターの気象観測によると、7月26日13時7分に35.2℃を観測しました。平成元年7月26日から32年後、偶然にも同じ日に過去最高気温を記録しましたが、この記録を町のどの部署が後世に引き継ぐのかお伺いします。

②実はこの26日に35.2℃、27日13時7分36.4℃、28日11時40分36.5℃と過去最高気温は上昇していくのです。しかし町の告知端末機からは、町民の安全安心のための猛暑日注意警報がないのであります。このような場合の今後の対処方法を伺います。

③平成8年に町では、気象情報システムを整備していました。これは重要電源等立地推進対策補助金を活用したそうですが、今一度、原子力機構関連の電源三法交付金等を活用し、新たな気象情報システムを構築するなど、災害防備、農作業の計画、道路除雪等に生かすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

④令和2年度の予算審査特別委員会の時には、気象情報システムの件についてはもう少し調査したいとのことでしたが、その後の進捗状況を伺います。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員のご質問にお答えします。

1 問目の第6次幌延町総合計画についての1点目、なぜ第6次幌延町総合計画をホームページのトップページのわかりやすい場所に掲載しないのかとのご質問ですが、第6次総合計画につきましては、町が定める各種計画の掲載と同様に、町ホームページの掲載区分に基づき、トップページに設定した、町政情報のボタンから町政執行方針、町の取組みなどと合わせて、町が定めた計画を一覧にした各種計画中に掲載する構成としておりますので、わかりにくく、検索しにくいとの認識はございませんでした。

しかしながら、議員からご指摘ございましたので、より多くの方に総合計画を閲覧いただけるよう、何らかの工夫について検討するよう、担当課へ指示いたしました。

2点目の前段、答申の際いただいた総合計画審議会における、個別意見の取扱いに関する質問ですが、いただいた答申に付記された個別意見につきましては、総合計画に基づき、各種施策を推進するにあたっての貴重なご意見でありますから、事業の具体化や制度設計において十分に配慮すべき事項であると認識しております。

2点目の後段、パブリックコメント手続の経過に関するご質問ですが、令和3年2月18日から同年3月9日までの期間、前期基本計画原案について意見を募集し、1名の方から1件の意見をいただき、当該意見が、計画の修正を要する内容であると判断いたしましたので、基本目標4に登載した主な事業に1事業追記しております。

また、パブリックコメントの結果につきましては、検討結果及び計画修正箇所等を記載のうえ、3月12日から3月31日までの期間、ホームページ、役場及び幌延町、問寒別生涯学習センターにおいて公表しております。

次に2問目の気象観測データについての1点目、過去最高気温など記録的事象に関するご質問ですが、幌延町史や幌延町情報ボックス等において、町の歴史における特記事項として後世に残すべきと考えますので、担当する部署は、町史資料の収集管理及び編さんや各種統計に関する事務を所管する企画政策課になります。

2点目、猛暑日における今後の対処方法に関するご質問ですが、これまで猛暑日などにおける注意喚起を、役場の方から告知端末機で町民の皆さんにお知らせはしておりませんでした。

ご承知のとおり、町内に観測所の設置もなく、また、広大な面積を所有する本町の特性などを含め、気温の高低に関係なく、どのようにお知らせしていくことが望ましいかなど、関係機関とも相談しながら検討をしていきたいと考えております。

3点目及び4点目のご質問は、関連がございますので併せてお答えいたします。

気象情報システムの整備につきましては、令和2年度の予算審査特別委員会の中でもお話いただきましたが、気象庁の整備基準エリアには入っておらず、自前でシステムを整備するには、相当の費用が必要で、費用対効果の観点で考えた場合、すぐに導入判断をできる状況になく、ある程度時間をかけて調査するべきとの考えが変わっておりません。現時点におきましても導入検討段階には至っておりませんが、引き続き、公設、民設の可能性を含め、情報収集に努めたいと思います。

また、電源立地地域対策交付金につきましては、議員ご承知のとおり、現状におきましては、地域の活性化、特に福祉サービスの向上を目的に関連施設に勤務する職員人件費の一部に充当することにより、地域医療に必要な人材の確保、子育て環境の整備及び消防、救急体制の維持等を図るために活用しております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今、回答いただいたんですけど、更なるちょっとお伺いしたいこともありますので、お伺いします。

まず、1問目の総合計画についてであります。決まったことを町民に知らせるのに、町のホームページを利用して、皆さんホームページを見てくださいますということなんですけど、このホームページをね、大体町民の皆さんはどのぐらい見ているのか。冊子を作るよりも、ホームページの有効であるっていうのは、どのような判断から、ホームページにしたのか、お伺いしたいと思いますよ。

以前はね、冊子にして町民1世帯1冊ずつを配られたと思うんですよ。ところが時代が変わって、こういう時代だから、もうホームページで見てくださいますという感じなのかなと思いますけども、どのぐらいの町民がこのホームページを開いて、その中からこの総合計画、総合戦略を見ているというふうに想定していますか。お伺いします。

町 長 野々村 仁 君

全て町民の方には、概要版という形でまとめた形、見やすい形で概要版には、各皆さんに配布をしていると私は思っております。

その中で、ある程度もっと深く見たいという方がホームページを見ていただければということで、それをやってるから見たとか、それをやってないから見ないとか、そういう話ではなくて、概要版の中で、どういうところに興味があって、そこに深掘りをしていくかという、総合計画全般を見たいという、そういう形で見ていただいているものと感じてます。

数字的にはまだ捉えておりませんが、後ほどまたお調べをしながら、お話をしたいなと思っておりますけども、私自身としては、概要版を既に配った中での細かい全ての総合計画の中で、ホームページ等を探っていただければという、そういう気持ちでおります。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

以前、ホームページの話のときにホームページを見たら、誰かというか、何人閲覧してるかというのが分かるような状況になってると聞きましたが。それを見れば今、総合計画、何人見てるんだっていうのはわからないんですか。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

ホームページに関しては、以前からログというものを管理していますので、時間をいただければ判断出来ますが、今、数をすぐ出せるのかっていうのは、ちょっとお時間をいただく必要があるということでご理解ください。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

したら、ホームページ開いて、例えば今の私の問題は総合計画、総合戦略なんですけども、そこを見てる人は何人いる、町民で何人いますよと。町長が言うように、この概要版見て、さらに深く知りたいなっていう人が何人ホームページを開いてみてるかっていうのは、カウ

ントできるということなんですね。

総務財政課長 藤井和之君

今の現状の第6次の総合計画がどういう階層というか、順番。多分、そのページに行くためには、先ほど町長も答弁あったように、順番がございます。開く順番。そこに行った、その個別のところのログまでが取れているのか、その上のログなのかというのも、ちょっともう1回確認しなければ、正確なお答えは出来ないんですけども。仮にできるとしたならば、具体的に総合計画の、その項目のところでのカウントは、お時間をいただければ、とれるという理解しております。

3 番 斎賀弘孝君

今ね、藤井課長が説明してくれたように、そこにたどり着くまでには、開いて開いていかないと見れないということですよ。だから、はっきりそれを町民の方が一体、仮に町のホームページを見ていても、町のホームページの見かたを知ってる人が何人いるかっちゃうのをまず、と思うんですよ。

幌延町のホームページは、最近リニューアルされましたよ。リニューアルされて新しくなった幌延町のホームページは、例えば先ほどの町長の答弁だと、ホームページのトップページにある、設定した町政情報のボタンから、町政執行方針、町の取組など一覧にした各種設計の中に登載してあるよと。そこにたどり着くまでが緩くないと思うんですよ。

町民の皆さんに、幌延町のホームページの見かた、このボタン押したらこうなります。町長に言う町政情報のボタンってどれだっという。そういうのをまずは町民の方にお知らせして、そこから行かないと、なかなかホームページ登載したからというわけにはいかないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務財政課長 藤井和之君

ホームページの構成上ですね、今、斎賀議員がご質問あったように、例えばそういう目次の項目みたいなものをたくさん羅列すると、1枚のページのところにずらずらという、そういう項目が出てしまいます。そうすると、次に行くパターンになると、専門用語で恐縮ですが、スクロールをしながら、下にずらしながらずっと下にずらしながら行くべきなのか。それを上に持ってくると、他所の情報というのがだんだん下に来るとかということを見ると、ちょっとイメージしていただければいいんでしょうけども。

例えば、今回の定例議会の議案というものがございます。ここに添付資料でいろんなものがあると思いますが、その資料をそのままここに差し込めば、果たして見やすいんだろうかとかということを見ると、それぞれ項目を設けなきゃいけないと思うんですね。

そういうような概念で、いろんな独自の手法っていうか考え方で、それぞれの民間のホームページですとか、行政のホームページの構成はされているということなので、決して見づらいついていうところも当然あるでしょうし、ご利用になってる方の知識とか、経験とか、技量とか、そういったものも当然関係するものだと思うんですが、決してそういう見づらくしてるわけではなくて、そういうページの構成上、仕組みがそういうふうになってるということで、まずは仕組みだけご説明しました。

3 番 斎賀弘孝君

今、ホームページの見かたじゃなくて総合計画なんだけど。その見かたね、分かる人分かるし、全くわかんない人はわかんないと思うんですよ。だから、町のホームページも時々こう、青い字でね、書いてそこを押したら見れるでしょ、そこに。だから総合計画も総合戦略もそういうふうになってますっていう事でもね、トップページかどうかにかっこ見てくださいと。あっちを押したり、こっちを押したりしなくても、すぐ飛んでいけるようにしてくれたほうが、概要版で知り得られない情報を、ホームページで見えるようになる。それをね、広報でも何でもいいから、そういうふうにお知らせしたほうが、今より以上に町民の方がね、冊子、概要版見た人も、また更に深く見たい人もそっちへスムーズにいけるんじゃないかと思いますが、それらの工夫について、町長は担当する課に相談してくれたと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ今まで載せていた計画、第5次も載ってる、見られたから多分分かると思いますけれども、今多分開いたら第5次が出てきたぞとかって。第5次の総合計画が出た、どうとかっていう話にさせていただかなかったんであれですけど、第5次が多分出たんじゃないかというふうに思ってます。

今までもずっとそういう形で、登載をしてきて、何ら見てもらってるという認識ではいたんですけども、それも含めて、どういう形が見やすいかということと、強いて言えば我々、私みたいに音痴の連中でも、見やすいって言えば、幌延町総合計画って書いて検索をするほうが、より早くワンポイントでそこに飛んでくというほうが楽でないかと。どっちにしてもその見かたも、広報とかなんとかいろんな形で、ちょっとコマースシャルをしながら、見やすさ、また、ボタンも限られておまして、そこがそういう形でボタンで出ていくっていうよりも、先ほど議員がおっしゃったとおり、こういう形なら、そこに行けますよっていう案内を字幕に入れておくとかということも、何かその辺は、今一生懸命担当のほうでいろんな形で協議をさせていただいているものだと思いますので、見やすいホームページで見てくださーいと言ってる割には、不親切でそんなとこ行かんぞと言われてるご指摘は十分わかりましたので、そこはどんな形で進められるか、やれる範囲内で頑張っ、担当と打合せをしていきたいと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

パソコンで見る人もいれば、今年からなんですかね。携帯電話でも、町のホームページが見れるようになりましたんで、1人でも多くの方がそれらを利用していただけるようにさらなる工夫をお願ひしたいと思ひます。

2番目のですね、総合審議会における委員長が町長に答申した時に、こういう個別意見もありましたということがありました。それについて町長答弁の中で、事業の具体化や、制度設計において十分配慮すべき事項であると認識している、という答弁をいただきました。

この個別意見は配慮というより、8件の検討要請と1件の構築を進めなさいという意見と、いや良いですねと。もっと努力してくださいよという意見。この10項目の個別意見だったと思うんですよ。この配慮じゃなくて、検討してくださいという意見を今後どのように、検

討されて、いつ結論を出して、また町民にお知らせしていくのかお伺いしたいと思うんですよ。お願いします。

町 長 野々村 仁 君

この部分については、字句が変更されたりなんだりというところは表に出てくる話だと私自身は思ってます。

ただ、先ほどから言ってる、こういう細かな、小さな細部に渡って骨ではなくて、枝葉に入って、そこはこういうことをしたほうがいい、こうやったらいい、こうすべきだという注意事項というか、自分たちが思っている、そういう思いを述べてくれた重要な案件だと思っ
てますので、そこは具体化に具現化されたときに、その意見をどのように繁榮させて事業を
執り行っていくかという具体性のときに起きてくることだと私自身は思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

これ町長、10件意見があつて。それぞれ教育に関係することなど、福祉に関係すること、
冬の除雪に関係することといろいろありましたけど、これは総合計画を作ってる企画政策課
だけが保有してる情報なんですか。それともほかの保健でも、建設でも、住民でも、農林で
も、教育委員会の皆さんが情報を共有してる意見で、それを解決に向けて今やってるとい
ふふうに思つてよろしいですか。

町 長 野々村 仁 君

企画だけが金庫に閉まつてるわけではございません。各部署に全て連絡事項として、きち
んと下りてつて、協議をしてもらつた中で、この部分ができ上がつてるものと思つてます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

各課が情報共有しているということで、わかりました。

先ほど、その場、その場のときに来たら、その意見を使つてやっていきたいんだというふ
うに町長が答弁したと思うんですよ。今検討するんじゃないかと、そういう場、その場所に、
そういう現場に来たら、状態になったら検討しますという意見だと思うんですけども。その
意見の中でね、急ぐような個別意見もあつたと思うんですよ。無かつたですか。やっぱりそ
れはそういう状態になったら考えるべき、検討すべき課題であつたなというふうに捉え
てよろしいですか。

町 長 野々村 仁 君

個別案件のご意見としては、私自身としてはそのように考えてございます。

あくまでも総合計画自体は太い骨として、きちつと確立しているもの。そこに沿つて事業
が起きていく、細部のことに関して、それぞれこういう重要なご意見をいただいたときに、
それを勘案しながら、どのように進められるか。全てが意見が通る、全てが吸収するという
形ではないですけども、ちゃんと参考にさせていただくということの項目だと私は認識して
おります。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

町長は今そういうお考えでしたけども、各課もそういうお考えの元に、そういう状態にな
つたら考えようねと、今考えなくてもいいよと。そういう状態になったら考えましょうとい
う意見でそれも情報を共有されているというふうに思つていいんですか。

町 長 野々村 仁 君。

もうそこは、極端な話ですけども、お前1人だけがそう思っても、周りはそうなのかという意見だと思いますけども。個別の意見がきちんと皆さんの各課でもちゃんとしたためていっていることでもありますから、それを検討するときに、きちんとそのご意見も反映をさせながら、どういう形がとれるかということの中身だと私自身は思ってますから、そこはその方針で、こういう形でやりたいという案が上がってきたときには、その分を裁量してこられてるもんだと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

10個の意見が、今後の、委員さんがすぐ求めている意見もあったと思うんですよね。だからそういうのを改めて、もう1回もらって。例えば具体的に言えば、「高齢者の生活便利向上性を図るため、助成サービスの在り方について検討していただきたいとすること」って言い切ってますね、個別意見。例えばこれを一つとってみれば、助成の体系については町長、どういうことが町民の間で問題になって、こういうことが委員から出てきたのかっていう、そういうこともいろいろ調査していかないと、その場にそういう状態になってからでは、なかなか反映出来ないんじゃないかと思えますけどいかがですか。

町 長 野々村 仁 君

例題でそういうお話です。毎年毎年ここを担当してる方についても、それぞれの方向で、何かこういう形で何とか出来ないかということ、一生懸命頭を悩ましながら、執行してるもんだと私自身思ってます。ただ、マンパワーがない、いつものとおり、そういう担い手がないという状況下が生まれてて、どうしてもそこは結果論に結んでないということで、考えていないんでなくて、そういうことをしたくてもそれに到達出来ないから、取りあえずまた今年もこういうことにしようね、ということの妥協案がこういうことで、そこに少しでも早く到達できるようなことをやっていくこと自体が私の仕事だと思ってます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今後ですね、こういう審議会があって、委員が出てきて、委員がこういう個別意見を貰うんじゃないかって、個別といいますか、その審議の中でそういう意見が出たら、まずはその審議委員の中でね、そういう意見があるんだったら、こういうふうにしたほうがいいよねと。こういうふうにして、町に考えを伝えたほうが町も動きやすいんじゃないかというふうに思うんですけども。やっぱりこういうときに、答申のときに個別意見は個別意見として、大切なんですか。それとも個別意見が出たんだったら、その皆さんで話して、具体的にもうちょっとどういうふうにしたらいいですよという意見のほうが、町長としては行政執行やりやすいのか、どうかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

これは今の後者のほうだと思います。

それぞれが具体性に、こういうことだったらお手伝いできるけども、こういうことをやるのかいとかって言ってもらったほうが、それは誰がどうやっても進みやすい話じゃないかと思えます。

ただ今は、その形がなかなかとれていないということ。以前から議会からもずっと言って

たとおり、いろんな形の組織が出来ないか、ボランティア出来ないか、いろんなものが構築出来ないかということは、ずっと口々に、議員もご承知のとおり、考えてきた中の一つだと私自身思ってます。

ただ、それを担い手になるマンパワー的なもの自体、担い手になる方々がどうしても成立していかない。その難しさがあって、全てがこの行政の今の職員の中でやるかっていうと、今の職員のマンパワーも足りない。やっぱりそこ自体では、後者の議員がおっしゃるとおり、それぞれ意見があって、提案があったほうが、それはやりやすいに決まってることです。でも、何かを考えて起こしていかなければ解決しないっていうのは、私の責任でもあると思ってます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

パブリックコメントについてもお伺いしたんですけども。結果を町長の答弁で聞けば、そのパブリックコメントは計画の修正が必要で、変更いるという判断に至ったので、基本目標4に登載した、主な事業に1事業を追記しておりますっていう町長の答弁だったと思うんですよ。しかし、町民に先ほどから言われてる、総合計画の概要版、基本目標4。これは一切何も、計画修正されていない。パブリックコメント者は、どういうことを言ったかという、「スポーツ団体への支援する施策体系はあるが、芸術文化振興の施策体系には推進、促進、保存、活用しかない。だからここに支援を入れてはどうか」ということを書いてるわけです。この概要版では、今言われたとおり、きちんと書いてありますよ。だけでも芸術文化には、支援という言葉が入っていない。これのどこを追記したということなんですか。町民はこの概要版しか見てない。ここをお伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、概要版の中に、事業が記載されていないということですが、今回のパブリックコメントにつきましては、主な事業に1事業を追加したという形とってます。なので、今ホームページの話になりますけれども公開している前期基本計画の中には、事業を追加した状態で完成版としておりますので、その事業を追加していないというわけではないということをご理解いただければと思います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

追加していないというわけじゃない。という言葉なんですけれどもなぜこの概要版の町民1世帯に1枚ずつ配ったこの中に、スポーツの振興には支援という言葉が入って、芸術文化の振興のところには支援という言葉が入らなかったんですか。

議 長 高 橋 秀 之 君

暫時休憩します。

(11時33分 休 憩)

(11時33分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですが、主な事業に追加した事業というのは、パブリックコメン

トの答申の中でもお話しておりますけども、全国大会等出場支援というものを追加したということでございますので、そこのすいません。行き違いがあるかと思いますが、そういった形の事業を教育文化4の4に、芸術文化の振興の主な事業として1事業。これをパブリックコメントのご意見を踏まえて、全国大会等出場支援という項目を追加したというような修正をしております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

スポーツの振興の支援と芸術文化の振興の支援。これは違いがあるということではないですか。私が言ってんのは、スポーツの振興に支援するんだったら、芸術文化に支援という言葉を入れれば、町民誰もがわかったんじゃないかなということなんです。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

こちらにつきましては、パブリックコメントの検討結果の中でもお示ししておりますけれども、スポーツに対する支援について簡単に申し上げますと、手厚く書いているところですが文化についてもという話。また、現状の制度においてどこまでその支援の範囲があるのかという課題もあったかというふうに記憶しております。その辺も踏まえまして、芸術文化においても、全国大会等の出場を支援、こちらを検討していくというようなことで、そういった意味合いで、全道大会の参加への支援。こちらについては、総合計画推進を図るうえでの課題の一つと捉えてということで、事業を追加したというような修正。繰り返しになりますが、そういったことでございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほど個別意見も、パブリックコメントも、各課情報を共有しているということでしたので、教育委員会にお尋ねします。

今回のパブリックコメントについては、先ほど今、企画課長さんの答弁にもあったように、課題の一つと捉えて、現状把握の上、基準や支援内容について検討を図りますっていうパブリックコメントの返答なんですけども、これについては、どういうふうに捉えて、どういうふうに教育委員会は考えているのか。結論としてはいつごろ出したいなというふうに考えておりますか。

教育長 木 澤 瑞 浩 君

ただいまの質問にお答えいたします。

角山課長から答弁があったとおりなんですけども、スポーツのほうには、全国大会等の支援があるということで、このパブリックコメントに記載された内容も、芸術文化のほうで全国大会のほうに出場した場合というか、そういう場合の支援はないのかということで、同等の扱いということで、1事業として今後考えていかなければならないなと思っております。

また、具体的に言えば、その対応については、出場する前に、今ある全国大会の所にスポーツのほうで出場した場合、こういう支援ってありますので、それに合わせた形で芸術文化とも対応していきたいなと思っております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

現状把握もしなくていいし、支援内容について検討するって言ったけど、検討しなくて、今までどおりだよ。今まであった支援内容でするんだよということによろしいんですか。

パブリックコメントの答弁書、これホームページに記載されているんですけど、それを見れば内容について、現状、状況把握の上基準や支援内容について検討を図りますということだったんですよ。それでお伺いしたところです。

教育長 木 澤 瑞 浩 君

時代が変わりますと、旅費等についても変わりますので、その辺は今後検討していきますので、議員がおっしゃるとおり、改善を図っていきたいなと思っております。制度的に、基本とするのは、全国大会等に出場とかというベースになるものは、今までと同じというふうに考えておりますので、ご理解ください。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

よろしくお伺いしたいと思えます。

それからパブリックコメントなんですけども、これ何故今ホームページでパブリックコメント、過去のもが見れなくなってしまったのか。お伺いしたいと思えます。

ホームページ見て、パブリックコメント見れるものは何もありません。ただ、意見を募集して、終了した案件ということで、平成20年から直近までは、一覧で見ることができるけど、何件あったのか、どういう内容だったのかっていうのが、さっぱりわからないところです。なぜそういうふうになっているのか、お伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですけれども、パブリックコメントにつきましては、結果の公表期間というものが定められておまして、それに則って公表をしたところでございます。

先ほど来、第6次幌延町総合計画のホームページの掲載方法ということで、町長のほうからも指示を受けておりますので、当然、その計画の見やすさの部分、後は補足情報の部分ですね。ちょっと見れるような形で、改善のほう考えておりますので、その計画策定に至るまでの全体的な流れをお示しするようなページにしようと思っておりますので、その中で、パブリックコメントをいただいておりますから、その部分についても、合わせるような形でですね、全体の流れが見やすくなるような工夫ということで検討。早急にアップできるように進めておりますので、ご理解ください。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。何か約束事があるって、パブリックコメントの期間が決められるということで、幌延町の決まりなんですか。それとも、全国的な決まりで縛りがあるって、そういうふうにもう期間が過ぎちゃったら、もう見れないようにしてあるのかちょっとそこを伺ったんですけども。

また、幌延町のホームページね。公表中の案件ということで、「意見の内容、町の考え方など、結果を公表中の案件は1件です」って言うんだけど、これ1件も見れないですよ、今。折角1件ありますって書いてあるから、公表中が1件あるっていうんだけど、その公表中の案件を入れないという状況は、どう考えますか。

(角山企画政策課長「それは総合計画ですか」)

パブリックコメントです。

だから、町の総合計画のパブリックコメント、見れないんですけども、町のホームページに

は「意見の内容、町の考え方など結果を公表中の案件は1件です」ってあるから、ここを見れば、総合計画のパブリックコメント案件が見れるんだらうけども、公表中って書いてありながら公表していないから、それは縛りですかというふうに聞いているんです。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですが、期間が過ぎたら公表しないのかという考えについては、ちょっと見解の相違かと思えます。公表する期間を定めて、公表しているという状況でございます。

また、ホームページの件については先ほども申し上げましたが、総合計画のパブリックコメント、ほかの情報と補足情報と併せまして、一連の流れで見れるようにアップの方進めておりますので、そちらで全体の流れ、繰り返しになりますが、含めて見れるような状態にさせていただければと思えます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ということは、先ほど言った、「公表中の案件は1件です」っていうのはこれは合ってるっていうことなんですか。間違ってるっていうことなんですか。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

パブリックコメントの公表については、総務グループ、総務財政課のほうで今年予定はありますか、ありませんかっていうのを各課に周知しながら、取り進めて、その予定がありますっていうようなことを示してるページと、それぞれ担当部署で、今こういうことをパブリックコメントを求めていますよというページと、2つの種類がございます。

ですから、もしかすると、今の齋賀議員のご質問というのは、まとめている我々の部署のほうのページで公表中って書いてあるのかっていうのは、ちょっと今確認しなければならないんですが、もしそうであれば、直ちに修正しなければいけないというようなことで、ご理解ください。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

パブリックコメントは重要だと思いますんで、ひとつ、確認出来ましたらよろしくお願ひしたいと思います。

続いて気象データのことについてなんですけども、私が一般質問した、問寒別研究林センターでの7月26日の記録。そして26、27、28という記録。これは、町長の答弁によれば、後世に残すべき記録。つまり、幌延町の記録更新であるということを認定したということによろしいですか。

町 長 野々村 仁 君。

認定とか認定でないとかという、文言には様々な多分、難しさがあるかと思えますけども、それぞれ今まで町史に書けていたのも、本当に認定された公表数値かという、開発局の河川観測所でのデータの話だったと、私自身は記憶してます。

今回もそのような記録があるときには、天塩演習林とは我々包括連携を結んでおりますので、そういう町史とか記念誌に残すときに、一部の民間の記録によるとそういうことであるという記載は書けるということですし、その旨、北大さんとは包括連携を結ぶときに、その項目の中に、気象情報から何からということの全般的なことも、連携の中に入ってございますので、その記録は使わせていただけるものと、私自身は思っております。

ただ、公認ではないということだと、私自身は感じてます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

包括協定、折角、研究林センターと結んでいるのであれば、そういう記録が出て、高温でね、猛暑日だと。町民大変だということで、やはり告知端末を使って、一報流してもよかったんだと思うけども、そこまでは情報が入らなかったということで、よろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

以前、平成元年ということでもあります、1度そういう記録があったということの時も、そういう、猛暑日とかという案内をしたことはなかったんですけども。いかんせん、この気象予報だけは、どの時点でどんだけ温度が上がるという予報自体を掴むこと自体が難しいことと。それから、包括連携をやる記録の中で、常に気象庁みたいに、何時にきちんと観測に行って記録を付けるというわけじゃなくて、多分自動の記録装置だと私は思ってますので、そこは今後、この協定の中で、そういう事案がありそうだということで、どういう連絡体制で、連絡を貰いながら流すかも含めて、それぞれ演習林さんに、きちんとそういう情報までもらうのか、はたまた、何か民間的にそういう情報をもらえるような仕組みができるのか。気象庁とお話をさせて、令和2年の齋賀議員の質問ときにも言った、要望があったとおり、私も要望してきたときに、「そこにはアメダスはつけられない」ということで言われたんですけども、そこも雨や雪や風は、各町村10キロ、10キロ、町村間20キロのメッシュで、予報が出せるんですけども、そのコンピューターのシミュレーションの中で、そういう熱暑も出るのかどうか、これも今度気象台に行きながら、どういう予報が取れるか、公式な見解として、予報装置ができるかというのも確認をしながら、どういう形で情報を収集して、町民の皆さんの安全安心のための、猛暑日というのを予報できるかというのも、ちょっと考えていきたいと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

考えていきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひますけども、町長は答弁の中でですね、自前で整備する場合には相当の費用が必要で、費用対効果の観点で考えた場合に、導入判断できることはすぐ出来ないよという答弁だったと思ひますけども、相当の費用。町長、どのぐらいの費用だったら許されますかね、これ。相当の費用、町長の思ふ相当の費用というのは、これどのぐらいになるんですか。

町 長 野々村 仁 君

以前、この補助をいただきながら、研究所のほうでまとめて補助金をいただきながら、気象情報取ってた、あの時点でも、器具、運営費、予報士、全部含めて1,200万相当だそうです。毎年1,200万払っていく、全額ではあのときはなかったんで、幌延町としては4,500万だったと。私も認識してますけども。どっちにしても、ペースぐらいずつは毎年かかるんだということだと。

齋賀議員。あの当時、この無くなるときに、使用頻度ってどのぐらいだか、お調べになりました。一日13件です。13件で費用対効果としても認められないよねっていうことで、外したというふうに記録に載ってるんですけども、高い安いは1千万程度の話をする、そ

んな大きな話じゃないと言っても、費用対効果、利用者の数としては、それだけの装置を点けて13名ぐらいの利用者にかけていっても、皆さんが良しと言っていただけるかどうかというのを私には自信がないと。

その分から見れば、今どのようにして、気象予報をやるかっていうのは、大変大きな難しさがあるかなと思ってますので、質問のときにもお答えしました、経済団体がそれぞれ民間にお願いをして、1個利用料を何万円かずつ払って、何百組の組合員がいれば、それが出来ますというのが、昔はそういう民間の会社があったんですね。そういうことを考えでもしたら、皆さんが1年間に5万、6万ぐらいずつでも予報の分を負担してでも、欲しいものかっていうことも含めて、やっぱり利用する側も、その頻度として、どのようなものかっていうのも、経済団体とも、我々も農協さんともお話をしていかなければならないと思ってますけども、この利用をどうするか。記録を残すだけ、突然雨が降る、災害が来るって言うても、やっぱり局地的に来てるから、本来は我々も付けてほしいところです。

去年の暮れ、北海道から選出の岩本剛人先生が国会の中で、「こういうアメダスのついてない地域があるぞ」いうのを国会質疑をされました。それでも、答えは私に答えたのと同じように、気象庁としてはお答えはなってた。また新たにこの度国会議員の先生がどこかわかりません。国会の中で質疑をされたという方が出てきています。

我々も国会の先生がそう言っていただけるのであれば、足蹴く、気象庁にもう少しお願いに行きながら、どうなるか。あんだけははっきり言われたんですから、そう簡単には変わりませんが、一生懸命そういう情報収集もしながら、一生懸命、災害に強いまちとかっていう話を私どももさせていただいてる以上は、何らかの形で、どういう形を取るか。

今はもうほとんどコンピューター、シミュレーションです。10キロ、10キロの20キロメッシュの中でやる、風も雨も。それで良しとすれば、今の天気は皆さん多分スマホで一生懸命、今日の天気どうなるっていうときに、ほぼ当たってるんじゃないかという気はします。だから、あとは何が必要かっていったら、局地的雨だったり、何か必要なものが何かっていうことだけを重視しても何ができるのか。その辺を探りながら、まだかって言われるかもしれませんが、検討させてください。

議 長 高 橋 秀 之 君

齋賀議員、持ち時間が残り7分になりました。

質問は時間に合わせて簡単明瞭にお願いいたします。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

民間会社が気象観測システム、今、実際に販売して、実際にJAきたみらいですね、それとか函館とかそういうところで使ってます。

気象観測をするんだから、気象観測のセットが必要、それが1セット80万。そして、初期費用がかかります。やっぱりネットで見ないといけない。それを6台付けてるんだそうです。JRきたみらい、6台つけて初期設定が120万。メンテナンス6台で年220万でやってるそうです。

高いか安いかわかりませんが、情報も私やとと掴んだんで、この情報も、町長の頭の中にひとつね、入れておいて、今後の幌延町の災害の防備とか、農作業の計画、道路除雪等に生

かすシステムを構築してほしい、何か考えてほしいなというふうに思っています。

そういう情報をひとつ提供して私の質問を終わります。

またこの民間会社は、要請があればどこでも行って、そのシステムのお話をするということも、してくれましたので、ちょっと頭の隅にこういうところもあるんだなど。時間があれば、聞いていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

それが町民にとって必要じゃない、町民にとって、これは携帯電話で予報見れば済むような話なのかどうか、また判断できるかと思えますので、よろしくをお願いします。

町 長 野々村 仁 君

私自身も先ほどその例を言った、そういう経済団体が民間からそういう情報を得てやります。そういうお話の中のひとつですので、私もその価格も、通信料も、それをついてというのは、通信情報の項目が少なければ少ないほど安いんですね。多ければ多いほど高い。その情報は、私自身も今まで調べてきた中で掴んでるつもりであります。

ただ、機器をそれだけ集中してやるというところがあるのと、コンピューターのシミュレーションを1キロメッシュでやる、多分それも1キロメッシュだと思いますけど、コンピューターでシミュレーションやる1キロメッシュは、今気象庁がやってるメッシュと同じです。その地区に観測地点をどのように構築するかということと、そこは話が違うんじゃないかという気がします。

いかにせん、どのようにしたらこういう情報がとれるか。やっぱり気象庁が出してる予報だけでも、またウェザーニュースが出してる一般的に無料で、通信だけで無料で取れる画面でも、そうとう正確な雨の動き、風の動き、空も分かる。ただ、局地的な気温とか局地的な雨っていうのは、予報外になってしまうっていう、その辺も考えながら、やっぱり進めていかなければならないと思ってます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて3番斎賀弘孝君の質問を終わります。

ここで13時10分まで休憩します。

(11時56分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

幌延町議会定例会一般質問通告者、高橋秀明です。質問事項及び質問の要旨、概要について述べさせていただきます。

町立診療所の木曜日午後休診について。

①6月議会の一般質問の中で、僕が支援者の声で、健康診断書作成が他の病院より遅いことを指摘しました。その結果、木曜日昼からの受付を休止することとし、午後休診したわけは手法としては分かりますが、先生の忙しさを認め、安易な方法を取ったと思いますが、何故そうなったのか伺います

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

①幌延町内飲食店に対する、北海道全体での緊急事態宣言時の営業時間短縮要請に拘束力はどの程度あるのか

②ホテル、旅館業において、新型コロナウイルス感染症が発生すると、日々の売上がたちまちにしてゼロとなることは避けられない事実であります。この様な時、町としてどのような経済対策を考えておられるのか

③僕は、コロナ禍でもある程度自由に移動しています。駅周辺のホテルに泊まり、ホテルの新型コロナウイルス感染症対策やスーパーを始めとする、その他専門店や飲食店の新型コロナウイルス感染症対策を見て、その徹底した姿勢に大いに安心感をいただきました。

また、利尻島や礼文島にも1泊で行き、晴天でもほぼ観光客ゼロの両島で、民宿や大型のホテルにも泊まり、普通では考えられない経験や体験をすることができました。この経験は議員としてばかりではなく、ホテル、旅館業を今後営む上でも、とても有意義なことです。いつもは満室で泊まれない施設に泊まれたことも嬉しく、両町の玄関口とした役割を持つ幌延町民としても大きい経験を積むことができました。

そこで、町職員がこのコロナ禍の中で出張が許可にならないとお聞きしますが、もし、命令を不服だと表明したら何か罰則はありますか。

④先日、2回ほど同級生が営む歯科医の診察を受けました。驚いたのは、先生は一人で、患者は僕一人、他の看護師などのスタッフは皆無です。

先生は新型コロナウイルスワクチン接種を一度もしていなくて、このことは患者さんへもスタッフにも常に言っているので、すっかり患者さんが減っているとある程度達観している様子でした。

この日の先生一人での診察や治療に至った原因を次のように述べました。

40代の看護師は持病のため、新型コロナウイルスワクチンを受けることができず、先生が今回、新千歳—松本空港に旅行に行くなら歯科医院での仕事を辞めさせてもらおうと言われた。このスタッフは、患者さんにも慕われていて、やめられたら困るので、自分たち夫婦が今回諏訪旅行を中止することにした。

また、その先生が言ってるのは、「志村けん、岡江久美子は新型コロナウイルス以外の病気が原因で亡くなった。インフルエンザ予防接種でも効くかどうか分からないのに、新型コロナウイルスワクチンが効くとは限らない」と言っていました。

「各種メディアは国民に対して新型コロナウイルスの恐怖を煽っているのが元凶である」とも話しておりましたが、この点は僕も同感であって、喝采するところでもあります。このように考える人がいる事を野々村町長はどのように考えておられますか。

町 長 野々村 仁 君

高橋議員のご質問にお答えします。

1問目の木曜日午後休診に関するご質問ですが、当診療所の医師は常勤医1名と出張医による体制で運営しております。

常勤医の業務は、通常診療業務の他に、健康診断の実施や介護、精神の医療サービスを受けるための主治医意見書等の書類作成、こざくら荘や北星園の施設への往診、24時間救急医療体制を維持するための夜間宿直業務など年々多様化しております。

また、基本的に毎週金曜日は出張医が通常診療を行い、その時間を常勤医が施設の往診や書類作成業務等に充てておりますが、それでも、それらの業務を診療時間内に処理することが難しく、時間を要しておりました。

そうした中、平日午後の時間帯、半日分を増やすことで、その時間を予防接種等の保健業務にも振り分けることが可能になり、業務全体のスケジュールを調整する幅が広がって、医師の負担軽減や書類作成期間の短縮が図られるのではと考えました。

町では、これらを考慮するとともに、患者様の影響を最小限に抑えるという観点からも医師と十分に協議した結果、平日午後のうち、こざくら荘往診等の保健事業が入っていて、往診の間、外来患者は診察待ちとなることが町民の皆様にも浸透していることから、元々患者数が10人以下と、他の曜日に比べて少ない傾向にある、木曜日の午後を休診とさせていただく次第であります。

なお、休診にはしていますが、救急患者につきましては、年中無休で24時間受け入れ可能な体制をとっております。

次に2問目の新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、緊急事態宣言時の営業時間短縮要請に拘束力はどの程度あるのか、とのご質問ですが、本年2月に改正された特別措置法において、正当な理由なく要請に応じない場合は命令ができるとされ、その命令に応じない事業者には行政罰としての過料が設けられています。

また、要請に応じない場合、支援金の支給対象外となるなど、要請に協力した事業者との差別化が図られることもあります。

2点目のホテル、旅館業に対する、新型コロナウイルス感染症が発生した際の経済対策に関するご質問ですが、議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症まん延に伴う経済対策につきましては、町の経済界を束ねる商工会と連携のもと、感染拡大予防や地域経済活性化に加え、アフターコロナ、ウィズコロナを鑑みた営業形態への移行の円滑化等、現状における地域の課題を踏まえ、ニーズに沿った支援策を講じております。

ホテル及び旅館業に限定した感染症発生に伴う支援につきましては、現状、検討には至っておりませんが、感染症の影響が長期化し、地域経済が停滞傾向にある現状を踏まえ、苦境に立つ町内事業者の事業継続に資する支援策につきましては、商工会と連携を図り、随時検討してまいりたいと考えております。

3点目の職員のコロナ禍における出張に関するご質問ですが、出張が許可されないということはありません。各担当課において、その出張の重要性や必要性をそれぞれで考えて判断しているところであります。

なお、命令に対し、不満を述べたとしても、特に罰則を受けることはありません。

4点目のコロナウイルスワクチン接種に関する考え方に関するご質問ですが、コロナウイルスワクチンに限らず、各種予防接種に対しては様々な考え方があるものと考えております。

また、接種は任意であるとともに、体質や持病などによって接種を受けられない方もいらっしゃると思いますので、接種を受けていない方への差別等が起こらないよう、各種メディアには情報発信をしていただきたいと思います。願っております。

1 番 高 橋 秀 明 君

病院の問題とコロナ禍関連ちよつと分けて、質問をさせていただきます。

まず、病院のほうの問題なんですけども、私の記憶では、町政懇談会あるいは町内会長会議の中で、浦山先生が退職願っていうか、定年する頃の話として、次の後任の院長が決まってるのかって、委員の中から質問があったのを覚えております。

その中で今の田川先生がね。土日関係なく、365日って言うってないんでしょうけど、休みなしで働くよっていうのに対して、町長、あるいは副町長が旭川医大との関係があるので、代わりに金土日か土日休んでもらって、年間通じて頑張ってくれということに対して、田川先生が納得してきたっていう、この辺のくだりは、私の思い違いがなく正しいことなのかどうか。それ、聞かしてください。

町 長 野々村 仁 君

田川先生自身が、そういう気持ちで働きたいというお話は、私たちも受けております。

今の時代、働き方改革できちんと超勤をしない。残業したとしても、何時間以内に収めるという働き方改革の中で、やはり働いてもらう現場として、そのような365日張りつけというような形で、その部分でスケジュールを組むということは、我々としては、なかなか難しいことかなと思ってございます。

それでも土日祝日問わず、必要なことがあれば、ほかに代休を取りながらも、今回のコロナワクチンの接種の時も、金土日とスケジュールを割きながら、集団接種をしていただきました。これもやっぱり、田川先生が最初にそういうお気持ちを持つてくる気持ちの表れだと私自身は考えております。

その中で、土日は旭川医大が来るからとかではなくて、旭川医大の日程を壊さず、ずっとそれぞれ日々、5日間は24時間勤務みたいなもんです。24時間救急体制を取ってる以上は。その部分としては、やはり週末の土日の休みというのは、やはり休んでもらうということが、我々としては常識だと、そのように考えてございます。

1 番 高 橋 秀 明 君

私、田川先生はやっぱり素晴らしい先生だと思いますし、一度私も聞きに行った、地圏環境研究所で行った講演会の中で、ヘリコプターによって被災地に行くと。そういうことを非常にスピーディーにやって、そして、その亡くなる順番の選別っていうのは、何レージって言いましたか、そういう言葉を使って、的確にやっている素晴らしい先生だなんて思って、その講演会の時の会話の面白さ、迫力、本当に感動しております。

そういったことを含めて、次の質問に移りますけども、診療所と今までの町立病院ですかね。何かいや確かにベッド数が減ったりとか、その辺はいち町民としては分かるんですけども、どういった縛りがあるのかっていうことを聞かしてもらえますか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

診療所の事務長の事務取扱いしておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

基本的に、幌延町立病院から診療所化するときに検討された事項なんですけども、病院っていうのは、基本的に常勤医が3人いなければならないってのが基本なんです。建替するときには、その条件を満たさなければ、病院としては継続出来ないということもありまし

た。

更にですね、病床が19床以下でありますと、診療所という扱いになりまして、診療所ですと常勤医は1名でいいという、そういった施設基準というのがございましたので、町の選択としては、現状、当時浦山先生お1人でしたので、現状に合った形ということで、診療所にしたということです。端的に言いますと、病院と診療所では、常勤医の数が違うというところが一番大きなところであります。

1 番 高 橋 秀 明 君
ありがとうございます。

それで例えばですね、常勤医が1人で診療所の場合は済むっておっしゃいませけれども、これが2人でも問題ないんですか。そこを聞かせてください。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

もちろん最低限の基準ですので、1人以上、2人でも3人でも、それはいればいたに越したことはないんですけども、やはり経費的なこと等々考えますと、最小限の人数でやれるほうがいいということになります。

うちの診療所では、常勤医1名で、そのほかに週末に旭川医大から派遣医を受入れておりますので、ここは常勤換算すると0.9人ということになりますので、当診療所は1.9人で年間運営してるといような形になります。

1 番 高 橋 秀 明 君

私も患者の1人として、田川先生には血液採取、尿検査は他の方やるんでしょうけども、糖尿系の検査をして、最近何キロだろうな。7キロ、8キロ痩せたもんだから、すごい高橋さん、数値改善してるよということで、その時に言葉続けてですね、僕が木曜診療休診になった午後からですね、それよりは外科の先生でも来てもらって、先生2人体制になって、田川先生、もうちょっと楽にとかって言ったら、「いや、うちの診療所はそういう規模でない。1人で十分」というか、そういう強い口調で言われて、いち患者として、あるいは議会議員として、この間言ったのはこういうことだって言ったことに対して、ちょっと強く言われたもんですから、その点のくだりを聞いて、田川先生の言い方が正しいのか。私のもう1人増やしたらっていうのは、はっきりした根拠がある話ではなく、そういう方法もあるんでないですかって言ったんですけども、その点について、岩川さんどう思われますかね。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

病院時代からもですね、経営改革ということで、常勤医2人体制ということも検討はしてきたんですけども、やはり常勤医2名で固定した場合のリスクというのもございます。

というのは、医師が退職された場合に、代替りの医師がすぐ見つかるのかどうかというようなこと。これ1人体制でもあるんですけども、それよりは常勤医1名と旭川医大からですね、継続的に派遣医を受け入れ続けるほうが、医療提供する側としては安定するんじゃないかなということで、このまでの常勤医1名プラス旭川医大からも派遣という形をとってきております。

1 番 高 橋 秀 明 君

私は外科医でもって言った話の根拠になるのは、例えばですね、周辺の町からもね、外科

医でいいのか、まだ違う科の方がいいかよくわかりませんが、そういう幌延の診療所で行ってみようという人が増えてくる可能性があるんじゃないかという考えもあったんですけども、この考え間違ってますかね。その辺お聞かせください。

副町長 岩川実樹君

以前、幌延の病院でも大分昔になりますけども、内科医1名、外科医1名という配置されておりましたけども、診療科としては、外科よりも内科のほうが圧倒的に件数が多いということがございます。それで、内科医1名体制にしていったんだろうなと思います。

今の田川先生ですけども、田川先生につきましては、内科もやりますし、もちろんドクターヘリも載ってる方ですから、外科にも十分知識も技術も持っておられる先生ですので、初期医療を担う部分においては、田川先生で十分やっていただけるのではないかなというふうに考えてございます。

ただ、整形外科だとかというような分野になりますと、なかなかこの診療所で対応し切れるものじゃないんですけども。そういった場合には近隣の町村とも連携しながらですね、診療体制を整えていくというようなことを考えなければ。あるいは場合によっては派遣を受けて、月に何回かということも検討しなければなりませんけども、これもやはり費用対効果はどうなんだということを併せて検討しなければならないことだなというふうに考えてございます。

1 番高橋秀明君

そうですね、わかりました。

田川先生がですね、これ個人名になっちゃうんですけど、公職の名前だからいいかもしれませんけども、「僕はもうこれからも頑張れるし、まあ一つ言えば看護師さんからちょっといじめられんのがつらいよ」って笑いながら言ってました。

それで次の質問に行きたいと思います。コロナ関係ですね。

それで、町内の飲食店、僕、最近聞いた話では、同業者のでもあるし、あんまり突っ込んだ中には入らないようにはしてたんですけども、最初から暖簾を出さないで、空けてる店が3件ほどあって、途中で閉める店が何件かあると。その中でそのお金を出すのは国だとは思ってますけども、どういった金額が緊急事態宣言の折に、個店に払われてるのか。私が、ホテル旅館業で酒類の提供がない営業やってるものですから、全くわからないんですけど、その点について教えていただきたいなと思います。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただいまの質問ですけども、時短要請等に協力に伴う支援金。今回につきましては、中小企業におきましては、最大127万5千円、大企業においては最大340万円ということで、時短の要請に応じた、日数に応じて支給されるというような制度になってございます。

1 番高橋秀明君

幌延に大企業はないと思いますんで、実際、個店のことを言ってもらえる必要はないんですけども、大まかに言って1件当たり、例えば緊急事態宣言が2週間続いたとしたら、このぐらい当たっていると聞いてるとか、そういうことでお知らせいただけませんかでしょうか。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問ですけれども、具体的な金額はお聞きしておりません。

ただ、緊急事態措置に併せて、飲食店で対象になる事業者さんは、全て該当になるような対応というか協力のほうをしているということは、商工会さんからお聞きしております。

1 番 高 橋 秀 明 君

その場合、支給するお金をいただける先は国って考えていいんですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

国の支援制度でございますので、国から事業者さんへ、お金が交付されることになると思います。

1 番 高 橋 秀 明 君

飛んで質問になりますけれども、職員の出張の話ですね。

私かつて、今でこそコロナ禍って言いますか、すごい数の患者さんが出てる中で、ずっと前の話なんですけれども、ある課長が出張は許可にならないって、私の目の前ではっきり言ったんですけれども。これと、今の町長答弁違ってんですけど。これは私は、嘘つくの大嫌いな人間だから、信じてもらえないかもしれないけども、町長答弁してください。

町 長 野々村 仁 君

そこは、どういう具体例かよく私のほうには存じてませんが、その時点で必要であれば、その許可をしない、またはなるべく行かないほうがいいというニュアンスの話だったのかなという気は私はしてございますけれども。少なく見ても、必要であれば、今までもそうですけれども、必要な出張のときには、ちゃんとそれぞれ先ほども答弁したとおり、部署ごとで必要な出張を、数名できちんと出かけておりますし、そういう決裁をしているというところでもありますから、そこは、それによって出なかった職員がいるとかということはないと私は思っています。

1 番 高 橋 秀 明 君

そうですね。私も新人議員でしたから、今も新人議員ですけれども、役場の職員の方、人を見るとき、かなり上から目線ですよ。誰とは言いませんけれども、そういう経験何回もあってますし、やっぱり圧倒的に民間と違って、行政は強いなって意識しながら、これ議員になってからでなくて、いち商工会員、食堂のおやじとして、常にそのプレッシャーの中で、かいくぐってきてます。

一番の例、ちょっとだけ聞いてほしいんですけども、駅前通り再開発期成会。これ蓮沼さんが委員長やって、私がおのあと引き継いだんですけども、商工会館の2階で役場の当時の建設課長、係長。

私が「どうしてこの計画が急に変わったのと。伊藤スーパー側、農協があつて、そちら側をセットバックすることはやめて、昔の大森商店側、ほろのべ館側、カブトヤさん側をセットバックさせると。どうしてそうコロコロ変わるんですか」って言ったら、当時の係長が鞆をぶん投げましたよ。「何言ってるんだ」って。課長庇うために言ったんでしょうけども、商工会の多分副会長だったか、最低でも青年部長であったと思うんですけど、それに対して、誰もかばってくれません。当時の指導員、局長、会長。私はこんなとこ居られないって帰りましたよ。

恐らくそれはね、当時の議員さんたちが仕事をもらえるため、建設関係の課長に頭をペコペコしたり、それでよいしょしてるものが、役場の当時の職員の人たちに沁みついてしまったんじゃないですか。係長、後で退職した頃、謝りましたもん。「偉いのは私たちだと思ったけども、そういう意見あるんだね、本当に失礼した。」それはこの辺でやめますけど。

ところで出張は許可になることもあるということで、例えばこれ、議員としてあるまじき行為かもしれないですけども、例えば役場の若い職員に声をかけて、休暇があるのかい、土日休みだったときに、個人負担もあるけども、何処どこに観光の視察に行きませんかって、これは許されるんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

総務財政課長 藤井和之君

出張の関係でございますので、総務財政課長からご答弁申し上げますけども、休みの日に例えば議員さんと一緒に職員が出られるとか、もしくは民間の会社の社長と出られるとか、という行為については、別に制約があるわけじゃないです。休み中ですから。ただし、その行為がですね、何か利益とか不利益だとかってというようなことに繋がるとしたならば、地方公務員の法律がございますから、その社会性の信頼を失墜したとか、そういった部分に触れるかもしれないというような案件にもなるかもしれないということです。

ただし、それはマルかバツかではなくて、その状況をちゃんと調査した上で、そういうことを判断していかなければならないので、今の現状だけで、例えばどっか一緒に行こうよって言ったものについては、そういった何か罰則を受けるとか、こちらのほうで許可しないとか、そういったことにはならないとは思いますが。

そこら辺は、我々地方公務員法というものがあるので、その部分をちゃんと理解をした上での行動ということになりますから、伺いを立てるとか、行ってもいいですかとかっていうことではないのかなと、とは思いますが。

ただし、例えばそこに公費が入った場合、出張旅費とか、そういったものが入った場合については、当然その段階で、どうして、どういう目的ですか、何を関係するんですか、どこで予算を計上してるんですか。そういったことを踏まえながら、判断をしなければいけないので、そこについては、また協議が必要かもしれません。

今、前段に申し上げたのはそういったことでは、休み中、例えば私と誰かが行くとかっていう行為については、何も問題ないとは思いますが。

ただし、その行為がですね、傍から見たら、第三者から見たらどうなのかっていうことについては、地方公務員法でちゃんと信用失墜みたいなこと項目がございますから、疑いの目をかけられないとか、そういった要素が出てくるかもしれないということでは、ご理解いただければと思います。

1 番 高橋秀明君

何となく分かるような、わかんないような。

もしくは公務員さん側にさ、何も無いのであれば、私の性格からいうと、議員の首かけてもいいから、俺は行くよと言いたいようなタイプなんだけどね。そのときは町の職員の人に何か迷惑かける側ってあるんですかと。

それと、日本は法治国家であるし、それは法律の文言によって、地方公務員法であっても

何でも、それによって動くべきだと思うし、日本の社会がね、何で動いてるかって言ったら法律があるから、安心して動けると。

ですから、今言ったかもしれないとかっていう話ではなくてね。どういう文言からそれは来てるのかって、私の性格からいったら追及したくなるんですけど。その辺どうでしょうか。

副町長 岩川実樹君

幌延町職員の倫理規定っていうのがございます。

この規定においては、さっき課長も申し上げたようにですね、多分その旅行の目的だとか、じゃ誰と行くというようなことが、論点になってくるんですけども、倫理規程では、利害関係者とは、例えば一緒に旅行行くだとかとした場合にですね、もしかしたら接待を受けてるのかどうかというような疑いを持たれるようなことはしないようにしてくださいというのが倫理規定なんですね。

そういうのがございますので、この背景には公務員がね、利害関係者から接待を受けて、便宜供与するだとか言ったようなことが横行していた時代が、これは日本全体の話ですけどもありましたので、そういったことも受けて、町としてもそういった倫理規程というものを定めてございますので、そこに照らし合わせて、あまり職員、例えば高橋さんと職員の関係においてですね、例えば補助金をね、支出する、査定する職員だとか、いろんな立場によって違ってくると思うんですよね。そういう人と一緒に、多分、旅行目的は純粋なものだと思うんですけどもね。例えば、どっか行ったといったときに、第三者の方が、なぜこの人この職員と一緒に旅行してたんだというようなことで、疑いを持たれると、公務員としての信用失墜行為につながるの、そこは控えたほうがいいですよっていうのが倫理規定ですので、その辺の背景っていうか、状況を鑑みて、取り扱っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番 高橋秀明君

非常にやっぱり議員である立場がすごく窮屈だというのはよくわかりました。

大体これで終わったかなと今思うんですけども、やはり、新型コロナウイルスがこんなに長く続くとは誰も思ってなかったと思いますし。

私もちょっと聞いていただきたいのは、理事者には説明したんですけども、法人格はNPO使うんですけども、北海道新聞と日本経済新聞1面に意見広告を出したいということで、その目的が新型コロナウイルスあることによって、確かに人が死んでるかもしれないけれども、新型コロナウイルスがあることによって、インフルエンザの数が減って、インフルエンザで死ぬ人が減ってるはずだと。その数字はどこに眠ってるか、どこで管理してるかってのは何人かに聞いたら、それは保健所だよ。保健所に聞き出せば、きっとちゃんとした数字で来るって言ったときに、今、理事者の方はこの新型コロナウイルスで大変なときには、保健所に聞くなんてことは出来ないでしょうということで、それでやめたんですけど、私は多分そのときはね、1面広告。クラウドファンディングを使えば、道新が100万、経済新聞全国紙300万だから、運営費入れて500万ぐらいはすぐ集まるなとは思ってたけども、そんな甘いものでもないかもですしいね。そういうことがありました。

自分のことを伸び伸びと述べて、申し訳ないと思いますけど、これで質問は終わらしても

らいます。どうもありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、1番高橋秀明君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

お諮りします。

この際、日程第6 認定第1号「令和2年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7 認定第2号「令和2年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8 認定第3号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9 認定第4号「令和2年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10 認定第5号「令和2年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11 認定第6号「令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12 認定第7号「令和2年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました、認定第1号から認定第7号までの、令和2年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月3日から8月6日までの間の4日間で、監査委員の審査をいただいているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの令和2年度幌延町各会計決算説明資料に沿って説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額6億7,224万2千円、歳出決算額6億5,731万9千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は1億7,572万円となりました。

2ページをお開きください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は5億5,324万6千円で8.9%の増、歳出決算額の増減合計は5億4,062万5千円で9.0%の増となりました。

これは一般会計における増が主たるもので、歳入では特別定額給付金給付事業や新型コロナ

ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設に係る国庫支出金の増額等によるものです。

また、歳出では新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、こざくら荘のペレットボイラー整備事業に対する補助金の増額等が主な要因です。

3ページをご覧ください。第3表は、平成31年度から令和2年度へ繰越した、繰越事業費決算額の内訳です。

繰越した事業は、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業及び各小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業で、一般会計3事業の繰越額は7,573万8千円、決算額は7,135万4千円です。

第4表は、令和2年度から令和3年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

一般会計では、国保診療所特別会計繰出金、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、小学校感染症予防対策事業及び総合体育館等感染症予防対策事業の5事業を令和3年度へ繰越しており、繰越額は合計1億2,509万8千円です。

国保診療所特別会計では、診療所感染防止緊急対策事業を令和3年度へ繰越しており、繰越額は1,945万9千円です。

4ページをお開きください。第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

令和2年度末の現在高合計は38億5,701万7千円で、前年度末より1,021万4千円減少しました。

なお、令和2年度末現在高のうち75.3%に当たる29億555万4千円は交付税算入され、将来負担の地方債現在高は、aからbを差し引いた額9億5,146万3千円となっております。

4ページから5ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。

5ページ、下から2段目の全会計の令和2年度末現在高は、前年度より3億3,727万円増加して56億5,865万7千円となっております。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、令和2年度末現在高は、前年度より695万5千円増加して18億901万7千円となっております。

6ページをお開きください。第8表は、一般会計の債務負担行為の負担状況です。

地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は1,698万6千円です。

7ページから17ページまでは、第6次幌延町総合計画の基本計画に沿って、町政運営の基本的な考え方、予算の執行等及び主要な施策の成果について整理・記述しております。

18ページをお開きください。一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度対比8.7%増の54億6,534万4千円となり、歳出決算額は、前年度対比8.3%増の53億1,489万3千円となりました。

これは、歳入については、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設に係る国庫支出金の増額等によるものであり、歳出については、多様な新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、こざくら荘のペレットボイラー整備事業に対

する補助金の増額等が主な要因です。

歳入歳出差引は1億5,045万1千円で、翌年度へ繰り越すべき財源920万3千円を控除した額1億4,124万8千円が実質収支額で、前年度対比53.8%の増となりました。

19ページをご覧ください。第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ大きく増加した款は、13款の国庫支出金や14款の道支出金で、国庫支出金では、特別定額給付金給付事業に係る補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、道支出金では、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金や山村広場遊具施設整備事業等に係る地域づくり総合交付金が増加しました。

また、大きく減少した款は、17款の繰入金で、移住定住促進事業や商工業等振興促進事業等の財源としてふるさと創生基金からの繰入を予定していましたが、財源が確保できたことにより、令和2年度は繰入しませんでしたので減額となりました。

20ページをお開きください。町税収入の状況です。

第11表、第12表及び21ページの第13表は、年度別、税目別の町税決算額と徴収実績です。

令和2年度の税込総額は6億1,587万6千円で前年度比136万8千円、0.2%の増でした。

償却資産に係る固定資産税は減収しましたが、個人町民税や法人町民税、町たばこ税等の増収が上回ったことが主な増加要因です。徴収率は98.8%でした。

21ページをご覧ください。第14表は、地方交付税の状況です。

前年度と比べ普通交付税が1.0%、特別交付税が1.2%増加して、総額で23億141万3千円でした。前年度対比1.0%、2,243万8千円の増です。

平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で23億8,711万3千円、前年度対比1.0%、2,343万8千円の増となりました。

22ページをお開きください。第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では、平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を、ふるさと応援寄附金として採納しており、令和2年度の寄附金件数は2,404件で前年度より884件増加しました。寄附金総額は2,443万8千円で、前年度比59.4%、910万3千円の増でした。

寄附金総額のうち1,153万8千円を返礼品経費等に充当し、残額の1,290万円をふるさと応援基金に積み立てております。令和2年度末の基金現在高は前年度末より950万2千円増加し1,743万4千円です。

23ページをご覧ください。第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。

表下、網掛け欄の右隅、経常一般財源は28億3,625万7千円で、地方交付税等の増額により、前年度対比1.1%増加しました。

24ページをお開きください。次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度比較表です。

款別の大きな増減要因は、2款総務費で特別定額給付金給付事業による増。3款民生費では、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業による増。8款土木費では、橋梁長寿命化改修事

業による増で、12款公債費は、平成26年度に認定こども園を整備するための財源として借り入れた過疎債の償還完了による減です。

25ページをご覧ください。第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費については、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対策事業などコロナ関連事業に係る補助費等の増加などにより前年度対比で8.0%の増となり、投資的経費は橋梁長寿命化改修事業などにより28.3%の増となりました。

26ページをお開きください。第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛け、歳出合計欄をご覧ください。令和2年度の比率は76.4%で、町村で妥当と言われている70%を超えております。平成28年度の78.9%と比較しますと2.5ポイント減っていますが、これは人件費の比率が増えたものの公債費の比率が大きく減少したことが主な要因です。

27ページをご覧ください。第22表は、事業別の町債現在高です。

令和2年度末現在高は、前年度末現在高より571万4千円増加して34億7,111万1千円となりました。

28ページをお開きください。第23表は、借入先別の町債現在高です。第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、令和2年度は、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業、橋梁長寿命化改修事業、町道問寒中間寒線道路改良事業、北星園グループホーム建設支援事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業等により、11億2,324万7千円となり、前年度比30.8%増加しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は21.1%となりました。

29ページをご覧ください。第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。

令和3年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は1,698万6千円で、その内訳は、公用車の購入として253万7千円、農業経営等に係る利子補給として535万7千円、酪農支援対策事業補助として542万1千円、新規就農者支援事業補助として367万1千円となっております。

30ページ、31ページをご覧ください。第27表は、特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。

職員総数は97人で、人件費総額は7億3,844万5千円です。

前年度と比較すると、職員数は一般会計で保健師・保育士の採用等により3名の増、国保診療所会計で看護師の退職などにより3名の減となり、全体の総数では人数の増減はありません。人件費は、職員の採用退職による平均年齢の減少により給料及び職員手当が1.5%減り、共済費は退職手当組合負担金が3年に1度の精算年度でなかったことから17.5%減り、人件費総額で4,539万4千円、5.8%の減となりました。

32ページをお開きください。第28表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金2,983万4千円が充てられた、社会保障施策等に要する経費の状況です。

令和2年度は、社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費の総額8億8,875万7千円のうち、社会福祉施策に1,578万6千円、社会保険施策に481万5千円、保

健衛生施策に923万3千円が充てられました。

33ページからは、特別会計歳入歳出決算の総括及び概要です。

第29表は、国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は4億30万3千円で、前年度対比28.8%の増となり、歳出決算額は、3億8,596万2千円で、前年度対比34.0%の増となりました。

歳入のうち、保険税は7,328万4千円で前年度対比1.9%の減です。道支出金では、町立診療所の国保直診化に伴い、へき地国保診療所の運営に対する助成分が増え、特別交付金が7,638万5千円増加しました。

他会計繰入金は2,564万7千円で前年度より81万5千円、3.3%増加し、繰越金は2,278万9千円で前年度対比3.9%の減です。

歳出のうち、保険給付費は、前年度対比10.9%増の1億6,061万9千円となり、北海道へ納付する保険事業費納付金は前年度対比8.2%増の1億960万4千円となりました。また、諸支出金のうち国保診療所特別会計繰出金は、歳入の特別交付金増加により、7,729万4千円増の1億91万円です。

34ページをお開きください。

国保への加入状況は、令和2年度末で347世帯594人でした。

一番下の表の受診率は103.3%と前年度より4.4%減り、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万3,293円に対し、療養諸費は27万402円で、前年度と比べ3万3,033円増加しました。

35ページをご覧ください。第30表、国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。

歳入決算額は3億4,754万4千円、歳出決算額は3億4,680万3千円で、前年度と比べ歳入では10.6%、歳出では10.4%の増となりました。

歳入のうち、一般会計繰入金は1億3,778万7千円で、前年度より3,317万3千円、19.4%減少しました。これは、診療所業務費や感染症防止対策事業費など歳出で3,274万7千円増加しましたが、国保直診化に伴う国保会計からの繰入金が1億91万円となり、前年度より7,729万4千円増加したことが主な要因です。

下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は31.3%で、前年度比6.8%減少しました。

1日平均の入院患者数は5.6人で、前年度より1.6人減少しました。また、1日平均の外来患者数は54.3人で、前年度より5.5人減少しました。

36ページをお開きください。第31表、後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は4,634万6千円で、前年度対比6.7%減少しました。うち保険料が1,770万5千円、繰入金は2,848万4千円で、前年度より419万7千円、12.8%減少しました。

歳出決算額は4,613万4千円で、うち総務費が334万9千円、広域連合納付金が4,274万1千円です。

年度末の被保険者数は354人で、前年度末と比較して1人の増加でした。

37ページをご覧ください。第32表、介護保険特別会計の状況についてです。

先に、保険事業勘定です。

歳入決算額は2億3,863万3千円で、前年度対比3.7%の増となりました。うち保険料は3,945万7千円で、前年度対比3.0%の減です。一般会計からの繰入金は5,970万4千円で前年度より462万1千円、8.4%増加しました。

歳出決算額は、2億2,379万円で、前年度対比9.4%の増となり、うち保険給付費は、前年度対比0.4%減の1億5,180万5千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で、748万9千円、前年度対比11.9%の減となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は456万3千円で、前年度より185万2千円、28.9%減少しました。

38ページをお開きください。

年度末の第1号被保険者加入者数は、659人で、前年度末と比較して3人の増加でした。居宅介護及び介護予防サービス計画の作成件数は313件で、前年度と比較し68件、3割弱の増加でした。

39ページをご覧ください。第33表、簡易水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は5,792万9千円で、前年度対比9.4%の増となりました。うち給水収益は4,881万3千円で3.4%の増、給水戸数は54戸増え1万2,608戸です。また、施設の利用状況を表す有収率は95.28%で、前年度より1.36ポイント増えました。一般会計繰入金は1千円です。

支出決算額は4,086万9千円で、前年度対比7.5%の増となり、収益的収支の差引は、1,706万円で、前年度対比14.3%の増となりました。

次に、資本的収支についてです。

収入決算額は1,612万2千円です。うち一般会計繰入金は1,012万2千円で、前年度より659万6千円増加しました。

支出決算額は1,811万8千円で、町道2条線、南2丁目線配水管布設工事等の建設改良費1,147万1千円の増加により前年度対比136.3%の増となりました。

資本的収支の差引は199万6千円のマイナスです。会計全体では1,506万4千円の黒字で、前年度対比39.7%の増です。このうち1,073万7千円は、基金に積み立てており、収支合計は432万7千円の黒字、前年度対比13.1%の増となりました。

41ページをご覧ください。第34表下水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は9,415万6千円で、前年度対比12.2%の減です。

営業収益のうち、下水処理収益は3,885万8千円で5.2%の増でした。営業外収益のうち、一般会計繰入金は4,734万7千円で前年度より1,033万5千円、17.9%減少しました。

支出決算額は9,435万円で、前年度対比12.0%の減となりました。

次に、資本的収支です。

収入決算額は7,837万6千円で前年度対比15.4%の減、支出決算額は7,817万4千円で15.6%の減です。

収入のうち、一般会計繰入金は5,031万6千円で前年度より285万1千円、5.4%減少しました。

支出のうち、建設改良費は合併処理浄化槽4基の整備、下水道管理センター水処理設備の更新など3,887万8千円で、前年度対比29.1%の減となりました。

会計全体での収支合計は8千円となりました。

42ページをお開きください。

令和2年度末の町債現在高は3億7,033万5千円です。

年度末の接続戸数は前年度より4戸増え930戸、年間総処理量では1.7%の減、水洗化率は97.06%、合併処理浄化槽設置基数は138基となっております。

43ページから45ページまでは、普通会計での決算の状況を示しております。

45ページの第37表は、普通会計での財政指数の状況です。

経常収支比率は76.4%で、前年度より7.6ポイント減り、財政力指数は23.4%で、前年度より0.2ポイント減り、実質公債費比率は7.8%で、前年度より1.0ポイント減りました。

46ページ以降につきましては、令和2年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しております。

以上、令和2年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号から第7号までの提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する、令和2年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する、令和2年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長者の議員が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、本会議は14時45分まで休憩することとし、休憩中に決算審査特別委員会を開催いたします。

(14時23分 休 憩)

(14時45分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第13 報告第1号「令和2年度 幌延町一般会計継続費清算報告書について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

報告第1号「令和2年度 幌延町一般会計継続費精算報告書について」の提案理由の説明を申し上げます。

このたび報告いたします、継続費精算報告書については、平成31年度9月補正予算において、問寒別除雪センター整備事業に係る継続費として、8款土木費に平成31年度と令和2年度の2ヵ年で、総額6,370万9千円の継続費を設定しましたが、入札に伴う事業費の減額等により、平成31年度3月補正予算で継続費の総額を6,135万2千円に変更し、令和2年度予算についても、事業費の精査により、12月補正予算で継続費の総額を6,128万5千円に変更しています。

継続費で実施した事業が、令和2年度で完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次のページ、令和2年度幌延町一般会計継続費精算報告書をご覧ください。

平成31年度の全体計画の年割額は1,587万2千円で、実績の支出済額は1,579万5,680円でしたので、比較の年割額と支出済額の差は7万6,320円となります。

次に、令和2年度の全体計画の年割額は4,541万3千円で、実績の支出済額は、同額の4,541万3千円でしたので、比較の年割額と支出済額の差は0円です。

全体計画の年割額の計は6,128万5千円で、実績の支出済額は6,120万8,680円でしたので、比較の年割額と支出済額の差は7万6,320円です。

2ヵ年の継続費で実施した、問寒別除雪センター整備事業の総額は6,120万8,680円となり、財源内訳は、地方債が6,080万円で、一般財源が40万8,680円です。

なお、特定財源の地方債は、全額辺地対策事業債ですので、令和3年度以降に生じる元利償還金の80%が、普通交付税に算入されることとなります。

以上、報告第1号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第1号は、報告済みといたします。

お諮りします。

この際、日程第14 報告第2号「令和2年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び日程第15 報告第3号「令和2年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号を一括議題といたします。

報告第2号及び報告第3号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

ただいま一括議題となりました、報告第2号「令和2年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」、報告第3号「令和2年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付け、議会に報告するものです。

報告第2号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。

令和2年度決算に基づく、実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、実質赤字額が発生していませんので、該当はありません。

連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、これも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3ヵ年平均で、平成30年度から令和2年度までの平均が7.8%になり、前年度と比較すると1.0%低下しています。

この要因は、平成29年度の起債の借入から償還期間を5年から10年に延伸したことにより、単年当たりの元利償還金が抑制されたことなどによるものです。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したのですが、将来負担すべき負債が発生していませんので、該当ありません。

4つの指標の下段にある括弧書きの数値は、早期健全化基準で、基準以上の数値になると、財政健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は、基準を下回っていることから、財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に、報告第3号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足が、事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。本町では、簡易水道事業と下水道事業の2つの特別会計が対象になります。

令和2年度の資金不足比率につきましては、2つの会計ともに資金不足額が発生していませんので、該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は、経営健全化基準で、基準以上の数値になると、経営健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は、基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り、健全な財政状態が保たれておりますが、

今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報誌やホームページなどで、町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第2号及び報告第3号についての提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第2号及び報告第3号は、報告済みとします。

日程第16 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。
承認第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、令和3年度幌延町一般会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第3号)」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分による補正予算については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を早急に支給する必要があるため、令和3年7月30日付けで専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ151万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,920万4千円にしております。

第2項、第1表歳入歳出予算補正について、説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款国庫支出金で151万2千円の増、歳入合計も同額で151万2千円の増額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、3款民生費で151万2千円の増、歳出合計も同額で151万2千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の内容について、説明いたします。

始めに歳出ですが、8ページをお開きください。

冒頭でご説明いたしました、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、3款1項1目社会福祉総務費に子育て世帯生活支援特別給付金給付事業151万2千円を新規計上です。

予算の内訳は、子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童数を30名と見込んで、子育て世帯生活支援特別給付金150万円、事務費として、通信運搬費で3千円、手数料で9千円

となります。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

14款2項2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費については、全額国庫補助対象のため、歳出と同額の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業151万2千円を新規計上です。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

今、総務財政課長の説明で、対象児童30名と見込んでという説明がございました。

実際、児童が何名だったのかというのは、もう、この事業はもう開始されているのであれば、対象児童が特定されてるのかなと思うんですけども、その人数、もし特定されていれば、何名なのか教えていただければ。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまの質問ですけども、本給付事業におきましては、申請が不要の方と、申請が必要な方という、2通りの給付がございまして、本年4月1日時点において、4月分の児童手当対象世帯におきましては、対象世帯のうち、非課税世帯においては、申請不要で給付を行うということで、8月2日付けで対象者を選定しまして、5世帯9名の決定をし、8月17日付けで届出口座へ送金が完了しております。

申請が必要な世帯につきましては、4月分の児童手当が対象となっていない、例えば高校生だけの世帯で非課税世帯ですとか、去年は課税世帯という扱いで、本年、新型コロナウイルスの影響を受けて、所得、収入が激変して減っているというようなことでの申請があれば、認められれば、給付の対象となるということと、あとは4月以降に出生された児童についても、給付対象となるということから、この申請期間が、令和4年2月までということの申請期間になっていることから、想定として、見込み30名ということで予算化をさせていただいたということで、2月末の受け付けまでですね。総数についての確定はしないということになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第17 同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号についての提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

現在、幌延町教育委員会委員である澤谷敦美氏につきましては、この9月末をもって任期満了となりますので、引き続き、澤谷氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

澤谷氏の住所は、幌延町栄町6番地22、生年月日は、昭和38年1月29日生まれで満58歳です。

今回教育委員として議会の同意を求める任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までであります。

澤谷氏には、平成22年1月から、教育委員として、幌延町の教育発展のため、ご尽力いただいているところであります。

澤谷氏は、教育委員のほか、平成12年4月からスポーツ推進委員として、社会教育や社会体育の振興にご尽力いただいているところであり、地域からの信望も厚く、これまでに蓄積された識見や経験を基に、また、女性の視点から、幌延町の教育の発展にご尽力いただけるものと考えておりますので、ご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第18 議案第1号「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

議案第1号「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定」について、提案理由を申し上げます。

過疎地域における各種財源措置につきましては、過疎地域の自立を図ることを目的に、過疎地域自立促進特別措置法を基に、本町におきましても、過疎地域自立促進市町村計画を策

定し、過疎対策事業債を始めとした、国の財政措置を活用し、各種施策を進めておりますが、本法が令和3年3月31日に期限を迎えるにあたり、新たに過疎地域の持続的発展を目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限で制定され、新法の基準におきましても、幌延町は過疎地域の要件を満たしていることから、少子高齢化、人口減少及び産業の衰退等、過疎地域が抱える諸問題に対し、持続的な発展支援について、引き続き、国から必要に応じ財政支援を受けることを見据え、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、議会の議決を経て定めるとした、同法第8条第1項の規定に基づき、議案として提出し、ご審議いただくものでございます。

また、本計画の策定にあたりましては、同条第7項の規定により、計画に定める事項について、あらかじめ北海道知事と協議を行い、令和3年8月26日に協議が整っていることを申し添えます。

それでは、本計画の概要についてご説明申し上げます。別お配りした計画の表紙をお開きください。見開きで目次がございますので、こちらをご覧くださいと思います。

本計画は、幌延町の概況等について記載した、1. 基本的事項から始まり、以降、計画推進にあたり定めた12項目の施策により構成されております。

1. 基本的な事項につきましては、(1) 幌延町の概況において、幌延町の諸条件、過疎の状況、経済発展の方向の概要。(2) 人口及び産業の推移と動向において、国勢調査による人口推移、将来の推計人口。(3) 市町村行財政の状況において、本町の行政組織、財政状況、施設整備の現況。(4) 地域の持続的発展の基本方針及び(5) 地域の持続的発展のための基本目標において、本町の持続的発展に向け、第6次幌延町総合計画等に掲げた方策と整合性を図りつつ、人口減少の抑制を図ることを定めております。

また、本計画の達成状況をPDCAサイクルにより評価すること。今回策定した本計画の期間は、新しい特別措置法の期間である10年間のうち、前期にあたる令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であること。本計画の推進にあたっては、平成29年3月に定めた、幌延町公共施設等総合管理計画と整合を図り進めることにつきまして、(6) 計画の達成状況の評価に関する事項。(7) 計画期間。(8) 公共施設等総合管理計画との整合において記載しております。

幌延町公共施設等総合管理計画との整合につきましては、以降、過疎対策の施策区分として16ページから50ページに掲げた2～13の12項目全てにおいて、整合を図りつつ事業を実施することとしております。

続きまして、施策区分についてご説明いたします。

施策の区分につきましては、旧法から新法へ移行するにあたり、過疎地域における施策の実効性をより高めることを目的に、施策区分を9項目から12項目へ細分化し、各項目において現状と問題点、その対策及び評価の指標、計画期間であります令和3年度から7年度までの事業計画等について記載しております。

具体の施策区分につきましては、移住定住に関する環境整備施策について定めた、2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成。農林業、商工業、企業誘致、起業の促進及び観光

施策について定めた、3. 産業の振興。高度情報化の進展に沿った地域の情報化施策について定めた、4. 地域における情報化。道路、鉄道、バス及び地域交通に係る整備等の施策について定めた、5. 交通施設の整備、交通手段の確保。上下水道、環境衛生施設、公営住宅、公園及び防災に係る整備等の施策について定めた、6. 生活環境の整備。子育て環境の整備、高齢者、障がい者対策、地域保健福祉体制の整備の施策について定めた、7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。医療体制の確保施策について定めた、8. 医療の確保。幼児及び学校教育、生涯学習、生涯スポーツ推進施策について定めた、9. 教育の振興。地域コミュニティの維持・活性化施策について定めた、10. 集落の整備。地域の芸術及び文化活動の振興施策について定めた、11. 地域文化の振興等。風力発電及びバイオマスエネルギーの利用促進施策について定めた、12. 再生可能エネルギーの利用の促進。更にこれら項目に加え、産業や経済の活性化など各々の地域における持続的発展に資する施策・事業について財政措置を適用することを目的に、13. その他地域の持続的発展に必要な事項を項目として搭載しております。

現時点において、本計画に基づき実施を予定する事業について計画に登載いたしましたが、今後、新たに過疎対策事業債等、国の財政支援を要する事業を計画する際には、事業の追加等、計画変更が本法の定めにより認められておりますので、必要に応じ変更を行うことにより、幌延町の持続的発展に資する計画として運用してまいります。

以上、議案第1号の提案理由といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第2号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第2号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた、町内事業者への経済対策、飲食店や小売店での地域内消費促進対策、橋梁の長寿命化対策に係る所要額など、喫緊の課題に対応するための予算を計上しております。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,232万5千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を46億1,152万9千円にしようとするものです。

第2項、第1表歳入歳出予算補正の主な内容についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款国庫支出金1,450万円の増、19款繰越金966万4千円の増、21款町債3,150万円の増などで、歳入合計6,232万5千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費932万3千円の増、4款衛生費526万1千円の増、6款農林水産業費1,470万8千円の増、7款商工費1,772万5千円の増、8款土木費1,977万円の増などで、歳出合計6,232万5千円の増額補正です。

第2条地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

社会福祉法人幌延福祉会が実施する、特別養護老人ホームこざくら荘のLED化改修工事に対して、当初予算において、町が支援することとしているところですが、この財源として、一般単独事業債の地域活性化事業を申請していたところですが、起債の同意予定が見込まれましたので、こざくら荘LED化改修支援事業の地方債限度額を新たに3,150万円追加することとし、地方債限度額の合計は6億1,510万円が6億4,660万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

16 ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、人事異動による職員の配置替えにより、18ページの3款2項4目児童福祉施設費の児童福祉施設人件費から住基人件費へ853万1千円の予算の振替です。

18 ページをお開きください。

3款1項4目障害者福祉費の障害者福祉管理費では、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金258万9千円の増です。

20 ページをお開きください。

4款1項3目保健推進費の保健推進事業では、マイナンバーカードの普及に向けて、国民が自身の保健医療情報を閲覧、活用できる仕組みの構築に要する経費として、健康管理システム改修業務425万7千円の新規計上です。

6款1項3目畜産業費の町営牧場管理費では、問寒別団地の避難舎の屋根が強風により破損したため、原状復旧に要する経費として、修繕料261万8千円の新規計上です。

6款2項2目造林費では、民有林の植栽事業に対して支援することにより、森林資源の循環利用を推進し、森林の有する多目的機能の発揮を促進するため、豊かな森づくり推進事業949万円の新規計上です。

22 ページをお開きください。

7款1項1目商工振興費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言等の措置を受けて、店舗の休業や営業時間の短縮等により、経済的な影響を受けた町内事業所に対する見舞金の給付及び事業者の事業継続を下支えし、従業員の雇用維持を図るため、経

営持続化支援事業402万5千円の新規計上、町内の飲食店や小売店での地域内消費促進対策として、幌延町商工業応援スタンプラリー事業100万円、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業1,270万円の新規計上です。

8款1項1目土木総務費では、土木行政職員を補充するため、現在もハローワークやホームページなどで技術系職員2名を募集していますが、未だ応募がなく、この際、会計年度任用職員として応募するための予算として179万6千円の増額補正です。

8款2項4目橋梁新設改良費では、今年度実施した橋梁点検において、山女中の橋がⅣ判定、山女下の橋がⅢ判定の結果が判明したため、早急に改修する必要があることから、現行予算で橋梁改修工事に向けて実施設計業務を実施していました。

今回の補正予算では、この2橋に係る橋梁改修工事に要する経費として、橋梁長寿命化改修事業1,797万4千円の増です。

次に歳入ですが、14ページをお開きください。

14款2項1目総務費国庫補助金では、総務省に申請していた地域コミュニティ形成事業が過疎地域持続的発展支援交付金の対象事業として採択されたことにより、過疎地域持続的発展支援交付金827万3千円の新規計上です。

3目衛生費国庫補助金では、健康管理システムの改修に要する経費に対して、健康増進対策費253万7千円の新規計上です。

6目商工費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金366万円の新規計上です。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金366万円については、歳出の7款商工費で説明しました、経営持続化支援事業の財源として活用します。

15款2項4目農林水産業費道補助金は、豊かな森づくり推進事業の財源として、北海道からの補助金583万9千円の新規計上です。

19款繰越金では、収支不足の財源として、繰越金966万4千円の増です。

令和2年度決算における繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億4,124万円7千円であることから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を除きますと5,732万2千円が今後の留保財源になります。

21款町債につきましては、第2条、地方債の補正で説明していますので省略いたします。以上、議案第2号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

20ページ、6款2項2目の造林費、豊かな森づくり推進事業について、お伺いいたします。

総務財政課長からの説明があったんですけども、従前あった、未来につなぐ森事業の継続事業という風に考えていいのか、または全く別な事業になるのかというのが1点と、残り半年を残してですね、900万以上の新規計上ということで、予算執行できるのかという不安もちょっと思うんですけども、その辺事業内容、事業計画の説明をお願いします。

もう1点が、24ページの10款5項2目の学校給食費の中で、会計年度任用職員の報酬が減額になり、給料として新たに新規計上されています。説明を聞くと、パートタイムからフルタイム雇用にシフトしたということだったんですけども、どのような経緯でこの雇用の体制を変えたのかというところの説明をお願いいたします。

産業振興課長 山本基継君

まず、豊かな森づくり推進事業についてなんですけども、議員がおっしゃるとおりですね、北海道に維持する未来につなぐ森づくり推進事業の後継事業として、令和3年度から令和12年度までの10年間を事業期間として実施されるものです。

今年度ですね、過去に業者がいなかったか、植林の苗が確保出来ないということで、予算計上していたにも関わらず実施出来なかったということが過去ありました。今年度ですね、大丈夫かということ、事業実施主体である、留萌北部森林組合に確認したところですね、今年度は予定どおりできるということで、予算計上しております。

事業内容はですね1社1法人の山林にですね、トドマツ4万5,232本、グイマツを3,848本。これから秋植えで実施していくものです。例年ですね、雪が降るまでの間、植林は完了しておりますので、令和3年度も完了できるものと思っております。

教育次長 伊藤一男君

2問目の質問、給食センター管理費の関係のご質問にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、給食センターの調理員の報酬で払ってたものを給料ということで、パートタイムで雇用していたものをフルタイムに変更ということで、上げた予算でございます。

こちらにつきましては、平常時の調理員等の業務につきましては、パートタイムということで、7時間15分という中で、フルタイムの勤務時間よりも30分短い中での業務で、これまでやっていただいていたんですけども、恒常的にやはりこの作業工程の中で、どうしても時間内に終わらないということで、恒常的に時間外勤務が発生しているという状況が、見られたものですから、その関係でフルタイム雇用にすることにより、その時間外ってところの改善が図れるということ。

それから、パートタイムということで雇ったんですけども、長期休業中と、学校給食のないときについては、勤務を要しない日というようなところの部分が、これまであったんですけども、近年の当局側衛生指導の、もう年々厳しくなりました、どうしても平常時に出来ない業務というものが、発生してきているということもあり、今まで勤務を要していない要しなかった部分についても、業務をしていただかなくてはいけないって部分が出てき

ましたので、そうすると、通年フルタイムで雇用させていただき、必要な業務を行っていただくためということで、今回パートタイムで、会計年度始まってからやっていただいたんですけども、どうしてもやはりパートタイムの時間内では出来ないということで、なりましたものですから、このタイミングでですね、フルタイムにさせていただいて、安定的な運営を図っていききたいということでございます。

今後とも安全安心な給食の提供を図れるものと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

4 番 植 村 敦 君

23ページの商工振興費の中で、商工会の支援、応援スタンプラリー事業とあります。100万計上されてますけども、どのような中身なのか、商工会加入店全店が対象になるのか中身をお聞きします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのスタンプラリー事業の概要についてご説明いたします。

スタンプラリー事業につきましては、昨年度も町内消費喚起ということで行いまして、引き続き今年度も行おうというものの中身でございまして、加盟店が対象となりますけれども、商工会会員であることで、町内の飲食店と食料品小売店事業者が対象ということで進めてまいります。

ラリーの参加対象はフリーということで、町民にもかかわらず、町外住民、旅行者の方も参加できるということで、スタンプ用紙にお店での利用に併せてスタンプを押していくというようなことで、スタンプの数に応じて、賞を設定して、後ほど抽選をして、景品をお配りするというような内容。昨年と同じような内容ですが、前回もですね、JAさん協力で牛乳件の提供ということで、参加賞だったり、特別賞みたいなものも、今のところ、同じような形での実行を予定しておりまして、予算、別に上げましたプレミアム商品券の発行タイミングに合わせて、スタンプラリーのほうも年末の消費喚起に向けてやっていきたいというふうを考えておりますので、11月にスタートできるような形で準備のほうを進めているところでございます。

4 番 植 村 敦 君

昨年に引き続きということで、昨年の状況をよく理解してなかったんですけども、昨年度の利用率というのは、どの程度だったのかお聞きします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

昨年度のスタンプラリーの実績ということでしたが、各賞ございまして、スタンプの数に応じて応募できるという部分で、総応募数が800ございました。その中で各賞を選んでいったというところですね。これは1人1回という制限がございませんでしたので、複数回、応募された方もいらっしゃるかもしれませんが、スタンプの投函数については800ということで進めました。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

(植村議員「はい」)

ほかにありませんか。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

23ページの商工振興費。今、同僚議員も質問していましたが、これ新型コロナウイルスの対策ということで、前の2回目について、第3回目になるのかなと思ってるんだけど、これ何故、第3回目だとしたら、この補助金の使い方ですね。スタンプラリー、プレミアム商品券等々、これ委員会にかけて、事前に説明していただけなかったのかをお伺いしたいと思いますのが1点。

それと2点目で、課長のほうから説明で、見舞金のお話も出ていました。この見舞金はどんなふうを考えているのか。紹介していただきたいと思います。

同じく23ページ、土木総務費で応募が無いので今度、会計年度任用職員として、再応募したいんだということなんすけども、これ、応募がない。つまり問合せも何もなかったんですか。今まで1件も。それをお伺いしたいです。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

まず、商工関係のご質問にお答えいたします。

まず、先にですね、見舞金。経営持続化支援事業の中身につきましては、新型コロナウイルスの影響を引き続いている状況なので、飲食店、宿泊業、小売サービス業を対象としておりまして、令和3年5月から8月期ですね、この中で売上げが前年もしくは前々年度と比べまして、20%以上落ちてる所にですね、見舞金を支給するというような内容でございます。

その見舞金部分とプラス、上記条件に加えまして、実際の減収額が10万円以上の事業者に対しまして、給付金を追加で出すんですけども、こちらは雇用保険のありなしに関わらず、その金額の差はあるんですが、従業員数に応じて、追加の給付をするというものでございます。

ちなみに見舞金につきましては、金額が今回の国のコロナ対策、時短営業等々の対策に協力している上でですね、また更に飲食についてはかなり落ち込みが大きいというようなことを踏まえまして、見舞金は緊急事態宣言の要請期間に協力した店舗に対しては15万円の見舞金。また、緊急事態宣言期間に19時以降の酒類の提供がある飲食店であったり、協力金の支給されない事業所、こちらカバーしております。こちらについては7万5千円。半額というようなことで、見舞金の設定をしております。

経営継続の従業員数につきましては、雇用保険加入してる従業員数、また、加入してない従業員数それぞれなんですけども、人数に応じて、雇用保険ありの場合は15万円から、雇用保険なしの場合は5万円からということで、人数に応じた設定をしているところです。

なぜ周知をしないかということでございましたが、特に経営持続化支援事業につきましては、こちらの国の補正予算ですね、新型コロナウイルスの経済活動の停滞支援ということで、国の補正予算繰越分が現金支給に用途を絞ったものということで、急遽降りてきたというところがあって、それを交付金があるよということを受けまして、すぐですね、商工会さんと調整して、1週間ぐらいで事業をまとめたというところがございました。ちょっとそういっ

たこともありまして、お知らせした上での予算計上というのが、ちょっと時間的に出来なかった部分がありました。

副町長 岩川実樹君

会計年度任用職員の部分をとことについて、お答えさせていただきます。

技術職員の募集につきましては、今2名ということで、正職員募集かけていますけども、なかなか問合せ等もございません。

それで昨年度も私と建設管理課長で工業高校だとか、工業系の大学回りしてですね、卒業をされる方でこちらへ来ていただける生徒さんいらっしゃいませんかということで、居たら紹介してほしいということで、お願いはしてきましたけども、なかなかお話を聞きますと、もう民間が先に運動して、ほとんどOBだとかの人の伝手等で、もう行き先が決まって、「秋ぐらいに来られても遅いですよ」というようなことも言われました。今年、早く行こうかなと思ってたんですけども、ちょっと新型コロナウイルスだとか、まん防だとか、緊急事態宣言でまだ学校回り出来てませんけども、また続けていこうと思っておりますけども、非常に正職員としては、厳しい状況であります。

引き続き、正職員としての募集はかけていきますけども、さりとて、このままの状態を続けていくわけにはいかないということで、正職員となりますと60歳以下ということで対象になりますけれども、60を超えた方で、一線退いた方で、技術をお持ちの方がいれば、そこも対象にして、取りあえず正職員が見つかるまでの間は、そういった職員の力も借りながら、この土木行政ですね、進めていけないかなということで。今回会計年度任用職員まで間口を広げて、募集をかけたいということで、この予算を計上させていただきました。

3 番 斎賀弘孝君

土木総務のことについてはわかりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最初の商工振興費なんですけどね、これはやはり先ほどから話題なってる、最低商工会員でなければならない。飲食、宿泊サービス、小売ということでよろしいのかどうか1点。

2点目ですね、先ほどから落ち込んでるよとか、20%落ち込んでるよという調査は、これ企画ではどのように調査して、落ち込みを確認したのか。また、商工会から大変落ち込んでるから、何とかならないかという相談があったのかどうかをお伺ひしたいと思います。

この15万円、協力した店には15万円ですね、協力しなかったお店には7万5千円という数字。どうやって協力したお店、どうやって協力してないお店だっていうことを、企画は判断するのか。企画だけで判断するのか、それとも商工会の方と一緒に相談して、協力してないね、協力してるよという判断をしてのお見舞金になるのか、お伺ひします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問にお答えいたします。

給付の対象は、商工会会員としております、

また、ちょっと説明が不足していた部分がございます。協力という文言を使っておりますが、これは、国の休業補償が出る、緊急事態措置下のものに合致してるかどうかというところが、協力してる、してないという、判断になっておまして、この制度につきましても、国から下りてくる予算規模がございますので、その中でどの程度の支援ができるかっていう

ものについては、商工会さんをご相談させていただいた上で、その中で、商工会さんは各店舗の月のデータをお持ちなので、どれぐらいの状況なのかっていうのを見て、あとは事業に使う総額と、どの程度っていう部分との間でバランスをとりながら、制度のほうは構築したという流れでございます

3 番 斎 賀 弘 孝 君

第1次のときに商工会から要請があったときに、どのぐらいの商工会で減額、平時とね、違って、してるんだという質問しました。そのときに400万だという回答がありました。今回のそういう数字的なことは掴んでるのかどうか。最後にお尋ねします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

月々ですね、売上げの比較で見ている部分があるので、一概には言えないんですけども、対象としようとしている事業者さんの状況としては、多いところで数百万円の売上げの減がひと月の中で出ているというような状況で、割合にしても20%を上回るような減収っていうのが、トータルでいくと17事業者にですね、見られる。または、8月の分はまだ数字掴まえておりませんので、その辺も踏まえて、どうなるかっていう部分も加味してですね、17事業者さんに対応できるような予算組みっていうのをしているところです。

4 番 植 村 敦 君

今、同僚の議員の質問の中で、この継続化支援事業、これ最初をやったとき、出たときも、まちづくり委員会で議論したんですけども、国の支援事業だということでもいいですね。幌延町独自じゃないですよ。

ということであれば、商工会に加盟してない店対象外ということは、ちょっと筋が違うんでないのかなというふうに私は思うんですけども、前回も同じようなことで議論したんですけども、町で商売されている店ということから言えば、やはり全店舗が対象になるべく物、事業でないかなと思うんですけども、その辺の見解をお聞きします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

本制度につきましては、議員のご指摘のとおり、町独自で今回は制度設計をしております。また支援対象の話は確かに制度、新型コロナウイルス対策を打つときの、議題にもありましたけれども、商工業、商工会員向けの、基本的には経済対策であるという中で、商工会員であることはもちろん条件でありますけれども、そういった他の商工会、経営支援事業も同じなんですけれども、商工会員を増やしていくというような、基本的な商工会さんの思いなんかも踏まえて、今会員じゃなくてもという部分は、会員であることの中に、含まれていくよということを当初のご議論の中ではお話しさせていただいたと思うんですけども、その中で新たに会員なれた方も、実際にこれがあるからというわけではありませんけれども、新規の会員になって、支援制度をお使いいただいたということもありますので、そういったことも見据えての設定ということで、この考えは当初から変わっていないというところがございます。

4 番 植 村 敦 君

ということは、幌延の町で事業を経営をされている商店のほぼ全戸がこの事業の対象になってるという理解でよろしいのでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですが、その対象事業者の数を拾う際には、該当する事業者の中で、会員と非会員さんも踏まえた数で、会員になる可能性もあるということは、数字を積み上げる上では踏まえています。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今回、健康管理システム改修業務ということで予算をつけて、改修するんですけどね、今、テレビで宣伝してるように、マイナンバーカードを持てば、本当は春からね、健康保険証のかわりになるという予定だったんだけど、遅れている。だから今回これ幌延町でシステム改修業務やれば、健康保険証代わりにマイナンバーカードが使えるというふうになると思ってよろしいのかどうかお尋ねします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

ただいまの健康管理システムの改修の件ですけども、こちらの改修につきましては、マイナンバーカードを利用しての転出入時の検診結果の情報の共有というところで、副本管理システムですとかっていうところでの改修という扱いになります。ですので、この改修において、健康保険証の代わりになるという部分での改修ではないということで、ご理解いただければと思います。

住民生活課長 古 草 勝 君

関連してお答えいたしますけども、マイナンバーカードを健康保険証として使えるかどうかにつきましては、今後、町内の診療所、歯科診療所、調剤薬局、使えるように今後順次移ってまいります。こちらにつきましては、今後、広報紙等でお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

新型コロナウイルスワクチンについてお伺いをいたします。

まず、町民、そして町外の方からもですね、幌延町のワクチン接種事業については、評価が高かったということをもまず申し伝えておきます。

そこで質問なんですけれども、行政報告の中で、保健衛生の予防接種の報告がございます。

コロナワクチンについてはですね、やっぱり町民の関心の高いってところがあります。関心の有無に関わらず、その行政としてその継続性も含めて、報告しなければならないものは報告していただきたいんですけども、ぜひこのコロナワクチン、特にこの報告の中に縛りがなければですね、ぜひ加えていただきたいなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

保健グループ主幹 山本恵美君

ただいまの質問にお答えします。

新型コロナワクチン予防接種につきましては、今年度については緊急的な予防接種ということで、今回の行政報告の定期報告には上げていませんでした。

今後、国の方針に基づいて、インフルエンザワクチンのように定期接種などになっていった場合には、計上していく予定でいます。

議 長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

3 番 斎賀弘孝君

コロナワクチンから町民の方からは「幌延町の対応はいいよ」というお話をしても、私が耳にすることは、幌延町の対応は「もうちょっと何とかならんのか」という町民の声もあることをお聞かせしたいと思います。

「町内で新型コロナウイルス感染者が出ましたよという、誹謗中傷を避けてください」という告知端末はあると。だけどそれから一体どうなったのよと、終息したのか、どうなったのか。そこも最後まできちんと報告してほしいという町民の声があるんですよ。「出た、出たったら、どこよ、何とか」とかっていう、そういう声ばかりで、そっちのほうが心配だと言っている。「もう終息しましたよ、安心してください」という一言でも、また告知端末機あるんだから、それで言うてくれれば、それは安心するんだけども、いつまでも心配ばかりで困っているという、町民の声をあることをお伝えします。

町 長 野々村 仁君

始まりはあっても、終わりが無いのがこのコロナであって、1回で陰性になりましたって言ったところで、2回起きる。またはその家族が起きる、または知人が起きるところで、どこの町村もそれぞれどのようにしてるかという確認をしましたが、終息しましたという宣言を出しているところはございません。

全国日本の放送、全部見ても、その地区でクラスターが出ました、完全終わりましたっていう話はない。そのクラスターが解除されたっていうことはあっても、そこは安全だという話にはならないという、そのようにわきまえて、誹謗中傷で誰がというよりも、出たから気をつけようね、自分たち皆で。っていうことのほうは大事だということで出たときには速やかに早急に発信はしてますけども、終わったという安心感は出していません。

私も、それぞれ町民の方から2、3名の方から同じような質問をされてますけど、同じようにお答えをしてます。

議 長 高橋秀之君

よろしいですか。

(齋賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第3号「令和3年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第3号「令和3年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、国民健康保険加入世帯の出生及び死亡者の増加見込に伴う、出産育児一時金の増、及び葬祭費の増などであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に138万1千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億3,663万7千円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、2款3項1目出産育児一時金では、今年度における出産予定者数の増加に伴い、手数料で千円、補助金で126万円の増額であります。

2款4項1目葬祭費では、今年度における死亡者数の増加を見込み、補助金で12万円の増額です。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

2款1項1目保険給付費等交付金では、歳出で増額となった全額について、普通交付金で計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金では、出産育児一時金の3分の2を繰入することとし、84万を増額しております。

同じく2項1目基金繰入金では、一般会計繰入金の増額に伴う財源調整として、同額の84万円を減額しております。

以上、議案第3号「令和3年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の提案

理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第4号「令和3年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます

副 町 長 岩 川 実 樹 君

議案第4号「令和3年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクと厳しい環境の下、最前線で対応している、医療従事者の勤務環境の改善及び向上の取組みに対して、北海道が支援する、発熱者等診療・検査医療機関勤務環境改善支援事業に係る予算等を調製するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,764万6千円にしようとするものです。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目診療所費の診療所業務費では、昨年度末に整備した医療用画像管理システムに係る光回線利用料等として、11節通信運搬費で8万3千円を、医療用画像管理システムの利用料として、13節使用料で84万7千円をそれぞれ新規計上しようとするものです。

また、空調設備等改修事業は、発熱者等診療・検査医療機関勤務環境改善支援事業に係る取組として、医療従事者の勤務環境の改善を目的に、17節機械器具費として、医師及び看護師等の執務室等で使用する空調設備4台分の購入費用として176万3千円を新規計上しようとするものです。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

4款1項1目の繰越金につきましては、決算に伴い前年度の繰越額が確定しましたので、この度の補正で73万9千円を増額補正しようとするものです。

6款1項1目の診療所費道補助金につきましては、冒頭に申し上げました通り、北海道が指定する、発熱者等診療・検査医療機関に対する勤務環境改善支援事業補助金として75万円を新規計上しようとするものです。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により120万4千円を増額補正しようとするものです。

以上、議案第4号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第5号「令和3年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第5号「令和3年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定で、過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に1,117万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,123万9千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定を2億4,309万5千円に、介護サービス事業勘定については、現行予算どおりの814万4千円とするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

始めに、保険事業勘定の歳出ですが、5款1項2目償還金は、令和2年度の介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するために1,117万9千円を増額しております。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

3款1項支払基金交付金は、令和2年度の介護給付費における社会保障診療報酬支払基金からの交付金に不足が生じておりますので、過年度分として、介護給付費交付金を84万9千円の新規計上をしようとするものです。

7款繰越金は、この度の補正に伴う財源調整のため1,033万円を増額しております。なお、前年度繰越金は1,484万3千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額1,133万円との差引351万3千円につきましては、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休憩中に、第2回令和2年度幌延町各会計決算審査特別委員会を開会します。

そのまま、席でお待ち願います

(16時06分 休憩)

(16時39分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。本日は、大変ご苦労様でした。

(16時39分 散会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 1 番 高橋秀明

署名議員 2 番 佐藤忠志

以上、記録する。

主 事 満保希来